

入札説明書等に係る質問書に対する回答

■入札説明書

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
1	入札説明書	災害時危機管理への熱源組み合わせ対応	2	II	4	(1)				「災害時危機管理への熱源組み合わせ対応」とは給食を提供するためか市民への緊急食料支援のどちらでしょうかご教授下さい。	基本的には給食を提供するための考え方です。なお、要求水準書回答No.1をご参照ください。
2	入札説明書	本事業の基本理念	3	II	4					本事業の基本理念は、(1)～(6)で始まる項目と、「○」で始まる2項目から構成されていますが、(1)～(6)で始まる項目と「○」で始まる項目の違いについてご教示下さい。	(1)～(6)で始まる項目は「福岡市学校給食センター再整備基本構想」において定めた項目であり、「○」で始まる項目は「(仮称)第1給食センター整備計画」において上記項目に追加した項目ですが、項目の重要度等については特段の違いはありません。
3	入札説明書	残渣の再生利用	3	II	4	(6)				現状の食品リサイクルでは、コンポスト(堆肥)化、肥料化、メタン化などがあるが、残渣がほぼすべて分解されて堆肥が発生しない消滅型の残渣処理でもよい、と考えていいか確認したい。 ・他の給食センターへの納入実績があり、光熱費が安い。	要求水準書P61「7. 施設内の残渣等処理業務」に示すとおり、市としては、「別途再生利用事業者と契約し、再生利用を行う」ことを前提としておりますので、ご理解をお願いします。
4	入札説明書	日常の検収業務	4	II	5	(4)	エ	①		日常の検収業務とは補助のことでしょうか	要求水準書P55をご参照ください。 検収業務の責任者は市であることから、最終判断は市が行い、事業者は検収補助業務及び食材保管業務を行うことになります。
5	入札説明書	事業スケジュール	6	II	5	(7)				学校配膳室改修工事 平成25年7月中旬～8月末 平成26年7月中旬～8月末 と工期(1.5ヶ月)が短いため、1学期に前倒しとなりますが、その際費用の増加について福岡市はどのように考えますか。	事業者の負担となります。 なお、学校配膳室改修工事を1学期に前倒した場合、工事費以外に必要な経費は以下のものが考えられます。 ・センターからの給食を行うものの仮設配膳室(スペース)が必要となる学校 仮設配膳室(スペース) 仮設コンテナ積み降ろしプラットフォーム 牛乳保冷库仮設設置 撤去・養生 ・センターからの給食を行わず、簡易給食(調理パンと牛乳)で対応する学校特になし
6	入札説明書	学校配膳室の改修工事時期	6	II	5	(7)				学校配膳室改修工事に関して「要求水準書に示す平成25年度改修必要校以外は、平成26年度の改修も可とする。」とありますが、実施方針等に関する質問に対する回答No.26では「平成25年に改修が必要とされていない学校についても、可能な限り平成25年度中の改修工事を実施して頂きたいと考えています。」あります。しかし、改修工事後の配送対象校への配送及び配膳室業務は事業者側であり、平成25年度改修必要校以外の改修工事を平成25年度に行った場合は、入札価格が増加します。平成25年度改修必要校以外の改修工事を行った場合に増加する入札価格分に見合う性能審査加点をして頂けるのでしょうか。また増加費用に見合う加点評価をして頂ける場合は、どの加点項目で実施して頂けるのか併せてご教示下さい。	性能審査加点項目のうち、「施設整備:その他」の評価対象になりえます。ただし、具体的な審査の取扱いについては事業者選定委員会において決定します。
7	入札説明書	事業スケジュール(予定)	6	II	5	(7)				「事業者の提案により開業準備期間を1ヶ月以上確保することも可能」とありますが、事業契約書(案)の開業準備期間の終了日は平成26年8月31日と明記されており、また、供用開始を2学期の始業に合わせていますので、設計・建設期間を短縮して供用開始日を変更しない調整のみが可能との理解でよろしいでしょうか。それとも供用開始日の変更が可能なのでしょうか。	供用開始日の変更はできませんので、設計・建設期間の短縮により、開業準備期間の調整を行ってください。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
8	入札説明書	事業スケジュール(予定)	6	II	5	(7)				「平成25年度に学校配膳室を改修する配送対象校への配送及び学校配膳室業務については、改修後の給食開始日から事業者の業務」とありますが、事業契約書(案)のP.22第45条の2では「維持管理・運営開始日まで、自らの責任と費用負担において、～業務を行う。」とあり、P.51別紙2では「業務期間中に四半期毎に支払う」となっており、センターの維持管理・運営開始日(平成26年9月1日)までのサービス購入費は、センターの維持管理・運営開始日前に支払われるのでしょうか、それともセンターの維持管理・運営期間中に発生するのでしょうか。	事前配送及び配膳室業務に係る対価は、維持管理・運営期間開始前から四半期毎に支払います。
9	入札説明書	入札参加者の構成と定義	7	III	1	(1)				全社での取組みとして応募しますが、入札参加資格登録を支社にて行っておりますので、構成員商号又は名称は支社でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	入札説明書	複数応募の禁止	7	III	1	(4)				特定業務を担当しない協力企業は他の入札参加者の協力企業を兼ねることができる、とありますが、特定業務を担当しない構成員が他の入札参加者の構成員または協力企業を兼ねることはできませんでしょうか。	構成員は特定業務の担当有無に関わらず、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできません。
11	入札説明書	複数応募の禁止	7	III	1	(4)				特定業務を担当しない構成員または協力企業と資本面または人事面において密接な関連のある企業が、他の入札参加者の構成員または協力企業として応募することは可能でしょうか。	特定業務を担当しない協力企業は、他の入札参加者の協力企業となることは可能です。構成員は、特定業務の担当有無に関わらず、当該企業と資本面又は人事面において密接な関連のある企業が他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできません。
12	入札説明書	複数応募の禁止	7	III	1	(4)				「なお、市が事業予定者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成員又は協力企業が、事業者の業務等を受託することが可能とする。」とありますが、選定されなかった入札参加者以外の企業を構成員又は協力企業とすることはできますか？また、協力企業で申請していた企業を構成員とすることは可能ですか？これらの場合、どの段階で可能となるでしょうか。	前段については、可能です。 中段についても、可能です。 後段については、事業契約締結後に福岡市の同意を得ることが条件となります。
13	入札説明書	共通の参加資格要件	8	III	2	(1)	エ			「経営状況が著しく不健全である」と認められるのは、会社更生法の更生手続き、民事再生法の更生手続き、銀行取引停止以外に該当する状況はありますでしょうか。	現段階で想定される例示としてはご質問の事象が挙げられますが、個別具体的な状況に応じて判断します。
14	入札説明書	参加資格要件	9	III	2	(2)				アからウの特定業務を行う者は「福岡市競争入札有資格者名簿」に登載されていることが要件となっておりますが、名簿登載が支店名である場合、本参加資格申請も支店名とするべきでしょうか。PFI事業の場合、本社が統括・決済するケースもあり、本社名で参加申請をしたい企業もあるからです。	回答No.9をご参照ください。
15	入札説明書	個別の参加資格要件	9	II	2	(2)				施設整備業務の内、構成企業として調理設備調達業務のみを行う企業は、ア～エの個別の参加資格要件は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	入札説明書	個別の参加資格要件	9	II	2	(2)				ア～エの個別の参加資格要件が必要ない場合は、その企業が一次審査の際に提出する書類は、様式1-1、1-7、1-8、と会社概要書、決算報告書、商業登記簿謄本、消費税及び地方消費税の納税証明書、福岡市税の納税証明書との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	入札説明書	個別の参加資格要件	9	III	2	(2)	ア	③		ドライシステムの実績における民間調理施設とは、医療福祉施設に付随する調理施設も含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	入札説明書	参加資格要件の喪失(入札参加者の再編成)	10	III	2	(3)	ア			「参加資格を喪失した法人と同等の能力・実績を持つ新たな法人」とは、共通及び個別の参加資格要件を満たす法人と解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
19	入札説明書	競争的対話	12	IV	2					本事業の入札では所謂発注者と入札予定者との競争的対話は行われたいのでしょうか。 競争的対話を実施されない場合、入札予定者のノウハウ等に係わり、他の入札予定者には知られたくない意見や質問等はどのように行えば宜しいのでしょうか、ご教示下さい。	競争的対話は行いません。 また、事業者が他の入札予定者に知られたくない意見や質問等について、公表せずに市が限定された事業者に回答を行うことは入札の考え方から好ましくないと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。
20	入札説明書	入札説明書等に関する質問受付	12	V	1	(2)				質問の提出に際して、他の質問者(入札参加予定者)に知られたくない事業者のノウハウや経験に係わる質問は、質問者以外へは非公表として頂けませんか。 もし、非公表の扱いが可能な場合、予定される第2回質問に対する回答の時期では事業者の意思決定が間に合わない場合がありますので、第2回質問のうち事業者が非公表を希望し、市が非公表を妥当と判断される質問に対する回答については、回答の時期を7月20日前後に早めて頂けませんでしょうか。	回答No.19をご参照ください。
21	入札説明書	入札方法	14	V	1	(11)	ウ			「代表企業の代理人」とは、代表企業の社員(直接的かつ恒常的な雇用関係のある者)を指すのでしょうか。又は、入札参加者であれば、代表企業の社員以外でも代理人になる事が可能でしょうか。	代表企業の社員としてください。
22	入札説明書	ヒアリング実施方法等の通知時期	14	V	1	(13)				提案書の内容に関するヒアリング等の具体的な実施方法は、いつ頃通知される想定でしょうか、ご教示下さい。	入札参加資格審査実施後、事業者選定委員会と協議の上で決定したいと考えております。
23	入札説明書	一者入札の取扱い	15	V	2	(10)				入札者が一者の場合、本入札は成立しますでしょうか。	成立します。
24	入札説明書	入札予定価格	16	V	3					予定価格 11,261,439千円(税抜)に、消費税相当額(5%) 563,071千円を加えると、11,824,510千円となり、入札説明書記載の税込金額11,795,136千円と金額が異なります。算出根拠をお教え願います。	サービス購入費の内、割賦金利相当分は非課税としています。詳細の内訳は開示できません。
25	入札説明書	入札時算定用年間提供特別食	18	VII	3					特別食とは、アレルギー対応食、特別支援学校二次加工食及びアレルギー対応と特別支援学校二次加工食との複合食とのことですが、それぞれに掛かるコストには差があり、公平な入札を担保するために、入札条件として特別食の内訳食数を提示頂けませんでしょうか。	アレルギー対応食70食、 特別支援学校二次加工食20食、 アレルギー対応及び二次加工複合食10食 をデフォルトで設定してください。
26	入札説明書	入札時算定用年間提供給食食数	18	VII	3					今後、学校の統廃合計画等の予定はありますでしょうか。もしありましたら具体的にお示し頂けますでしょうか。	第1給食センター(仮称)の配送対象校としては、計画等はありません。 本市の学校規模適正化事業については、 「 <a href="http://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/gakkokeikaku/ed/tekiseika.html">http://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/gakkokeikaku/ed/tekiseika.html</a> 」をご参照ください。
27	入札説明書	第三者への業務委託	19	VII	4					市の承諾を得た場合に限り、入札書類に示していない第三者に業務を委託又は請け負わせることができることですが、市が承諾しない場合はどのようなケースを想定されているのかご教示下さい。	例えば、入札説明書P8「Ⅲ. 2. (1) 共通の参加資格要件」を満たしていない場合が想定されます。
28	入札説明書	財務書類の提出	20	VII	10					財務書類とは、会社法第435条第2項に規定する計算書類との理解でよろしいでしょうか。	財務書類とは、会社法第442条第1項に規定する計算書類等とします。
29	入札説明書	契約に関する事項	21	VIII	1	(3)				平成24年福岡市議会第5回定例会は、いつ開催予定とされているのでしょうか？	平成24年12月に開催予定です。
30	入札説明書	SPCの設立	21	VIII	5					SPCは市との仮契約までに設立する必要があるのではないのでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に係る質問書に対する回答

■落札者決定基準

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
1	落札者決定基準	ヒアリングの位置付け	1		1					提案書の内容に関するヒアリング等が平成24年9月に実施される予定ですが、当該ヒアリングは【入札書類第二次審査】においてどのように位置付けられるのかご教示下さい。	基礎審査及び性能審査の一環として位置付けています。
2	落札者決定基準	入札書類第一次審査	2		3	(1)				処分状況等の申告について、集団調理施設とは医療福祉施設も含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	落札者決定基準	第一次審査評価点の二次審査での評価	3		3	(2)		④		「…点数を入札書類第一次審査における評価点とし、入札書類第二次審査に引継ぐものとする。」とありますが、入札書類第二次審査の総合評価点の計算には当該一次審査の評価点が含まれておりません。入札書類第一次審査における評価点はどのように入札書類第二次審査で評価されるのかご教示下さい。	落札者決定基準P11の「営業停止状況」において反映します。
4	落札者決定基準	基礎審査	3		4	(2)				基礎審査項目を充足していない提案は失格となりますが、充足しているか否かの判断は、提案に関する提案書類のみで判断されるのでしょうか。判断にあたっては、入札者に対して提案書類の明瞭化や確認の質問は実施されないのでしょうか。	提案書類のみで判断できない場合は、入札者に対して確認又は質問をする場合もあります。
5	落札者決定基準	固定費と変動費のバランス	5		4	(3)			表2	事業収支計画において、固定費と変動費のバランスの適切性が評価の主な視点としてあげられていますが、どのようなバランス又は状態が最適又は適切であると市はお考えなのかご教示下さい。	変動費の対象費目や給食調理の人員配置計画等の事業者が提案する維持管理・運営計画により、適切なバランスは異なるものと考えています。事業収支の安定化を前提として、市の財政負担の軽減、安全・安心な給食提供に必要な運営体制の確保等の視点を踏まえ、ご提案ください。
6	落札者決定基準	表2 性能審査加点項目の評価基準	5							加点項目「資金調達計画」の評価の主な視点として「初期の一時的な資金需要の集中に対する備え」とありますが、「初期」の具体的な時期についてご教示下さい。（「初期」とは、設計・建設期間を指しているとの理解でよろしいでしょうか。）	具体的な時期は事業者の提案する資金調達計画によるものと考えています。
7	落札者決定基準	様式B-8の対応提案書	6							事業計画に関する対応提案書欄に様式B-8の記載がありませんが、「第三者機関による客観的評価の仕組みに関する提案」は、加点対象とならないのでしょうか。	加点対象にはなりません。
8	落札者決定基準	性能審査	5～11		4	(3)				「表2 性能審査加点項目の評価基準」の対応提案書欄に、「様式B-8」が記載されておりませんが、様式B-8「第三者機関による客観的評価の仕組みに関する提案」は加点対象ではないと理解してよろしいでしょうか。	回答No.7をご参照ください。
9	落札者決定基準	事業終了時の経済性	8		4	(3)			表2	「事業終了時に市に特別な費用の発生をさせず…」とありますが、市が想定される「特別な費用」とはどのような費用かご教示下さい。	市が本施設をそのまま利用できない状態になっていることに伴い発生する費用を想定しています。
10	落札者決定基準	性能審査	11	4	(3)				表2	提案全般の提案全般に関する評価において、 ・全体的にバランスのとれた提案となっているか ・総合的に優れた提案となっているか とありますが、評価基準が漠然とした感じなので詳細にしていけないでしょうか。	原案のとおりとします。
11	落札者決定基準	公社に対する研修	11		4	(3)				(財)福岡市学校給食公社に対する、ドライシステム方式による調理やアレルギー対応食等の提供等に関する研修計画作成や職員研修実施の支援を、市が事業者に対して求める目的や成果(研修結果)を具体的にご教示下さい。	現在、本市の学校給食センターを運営受託している(財)福岡市学校給食公社においては、ドライシステム方式によるセンター調理の経験を持ち合わせていないため、その運営ノウハウを習得させることを目的及び成果としています。
12	落札者決定基準	従業員の雇用	11							(財)福岡市学校給食公社職員の受入れ について 公社職員は事業期間内は常駐されるという認識でよろしいのでしょうか？その場合の想定される人数を教えてください。 また、公社職員の人数は市職員、事業者のどちらかに含まれるのでしょうか。	該当箇所に示している「評価の主な視点」のうち、「(財)福岡市学校給食公社の職員を受け入れる有効かつ具体的な計画の提案がなされているか。」については、現公社職員の雇用受け入れについて示しております。 また、「(財)福岡市学校給食公社に対する、ドライシステム方式による調理やアレルギー対応食等の提供等に関する研修計画作成や職員研修実施の支援について、具体的な提案がなされているか。」については、公社職員の身分のままでの研修受け入れを前提にお考えください。

## 入札説明書等に係る質問書に対する回答

### ■様式集

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
1	入札参加資格審査・入札書類第一次審査様式集	第1 入札参加資格審査書類作成要領 10. 会社概要書	1							会社概要書【書式自由】との記載がありますが、企業概要が記載されたパンフレットを添付する形式でも構わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札参加資格審査・入札書類第一次審査様式集	第1 入札参加資格審査書類作成要領 10. 会社概要書	1							「各構成員分を提出すること」とありますが、協力企業は提出不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	入札参加資格審査・入札書類第一次審査様式集	第1 入札参加資格審査書類作成要領	1	11						決算報告書の提出書類は、どの程度の内容が必要でしょうか。	株式公開を行っている企業等で有価証券報告書を作成している場合は有価証券報告書を、その他の企業については財務諸表(連結財務諸表がある場合はそれを含む)は最低限提出してください。
4	入札参加資格審査・入札書類第一次審査様式集	決算報告書								直近3カ年分の決算報告書の提出が求められておりますが、証券取引法上の決算報告書(財務諸表)については、株主総会での議決をもって確定するため、平成23年度分については指定された第1次審査書類の受付締切日には用意することができません。結果として、平成20年度・21年度・22年度分の決算報告書を提出することになりますが、よろしいでしょうか。	差し支えありません。
5	入札参加資格審査・入札書類第一次審査様式集	第1 入札参加資格審査書類作成要領 11. 決算報告書	1							「決算報告書」とは、貸借対照表と損益計算書を提出すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	回答No.3をご参照ください。
6	入札参加資格審査・入札書類第一次審査様式集	第1 入札参加資格審査書類作成要領 11. 決算報告書	1							「各構成員の直近3カ年分を提出すること」とありますが、協力企業は提出不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	入札参加資格審査・入札書類第一次審査様式集	第1 入札参加資格審査書類作成要領 12. 商業登記簿謄本	1							商業登記簿謄本は、「現在事項全部証明書」を提出すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	入札参加資格審査・入札書類第一次審査様式集	第1 入札参加資格審査書類作成要領 13. 消費税及び地方消費税の納税証明書	1							「最近2年間の滞納がないことを証明できるものを提出すること」とありますが、納税証明書「その1」の「消費税及び地方消費税」(最近2年分)を提出すればよろしいでしょうか。	納税証明書(その1)または(その3の3)を提出してください。
9	入札参加資格審査・入札書類第一次審査様式集									消費税及び地方消費税の納税証明書はその3の3を提出すればよろしいでしょうか。	回答No.8をご参照ください。
10	入札参加資格審査・入札書類第一次審査様式集									福岡市に事業所がない場合は、本社所在地の市税の納税証明書を添付するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	入札参加資格審査・入札書類第一次審査様式集	申請者の名義								様式1-1「参加表明」や様式1-5「建設業務を行う者の参加資格要件に関する書類」記入に際し、もともと当社は福岡市様に対し、工事入札に関する全権を社長から九州支店長に委任しているため、支店長名義での一連の手続きを想定しておりますが、よろしいでしょうか。	差し支えありません。
12	入札参加資格審査・入札書類第一次審査様式集									維持管理を行う企業、配送を行う企業は参加資格等要件に関する様式はないのでしょうか。添付資料のみ提出すれば良いのでしょうか。	添付資料のみ提出してください。
13	入札参加資格審査・入札書類第一次審査様式集	審査書類作成要領	第1							各入札参加資格審査書類が複数ページにわたる場合、表のみの片面印刷での提出となりますでしょうか。	両面印刷で差し支えありません。
14	入札参加資格審査・入札書類第一次審査様式集	審査書類作成要領	第2							各入札書類第一次審査書類が複数ページにわたる場合、表のみの片面印刷での提出となりますでしょうか。	両面印刷で差し支えありません。

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①		
15	入札参加資格審査・入札書類第一次審査様式集	様式1-1 参加表明書							参加表明書には入札参加各社の代表者印が必要ですが、入札参加者が複数のため、捺印手続きを効率化する目的で、当該様式を入札参加者につき一通ずつ(各社一通)に分けて提出することは可能でしょうか。	不可とします。
16	入札参加資格審査・入札書類第一次審査様式集	様式1-1 参加表明書							貴市への入札参加資格の届出を支店・支社名で行っている場合、「所在地、商号または名称、代表者氏名」欄は支店・支社のものを記載し、届出印を押印すればよいでしょうか。それとも、本社の所在地及び代表者氏名を記載し、実印を押印する必要がありますでしょうか。	本市に届出を行っているものにより作成してください。
17	入札参加資格審査・入札書類第一次審査様式集	様式1-3～6 各業務を行う者の参加資格要件に関する書類							「本事業における担当内容」については、担当する特定業務(設計業務・工事監理業務・建設業務・給食調理業務のいずれか)を記載すればよろしいでしょうか。	各特定業務のうちの更に具体的な業務内容を記載してください。
18	入札参加資格審査・入札書類第一次審査様式集	建設業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	10						施工証明書又は契約書及び仕様書、図面等の規模がわかる書類の写しを添付とありますが、契約書、仕様書、配置図、面積表等を添付すれば宜しいでしょうか。	各資格要件が確認できる資料(竣工時期、ドライシステム導入状況、発注者、延床面積等)を添付してください。
19	入札参加資格審査・入札書類第一次審査様式集	建設業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	11						実績を証明する書類としてCORINSを提出すれば、契約書及び設計図書の写しは必要ないでしょうか。	施工内容を精査しますので、必要です。
20	入札説明書 入札参加資格 審査様式	提出書類 様式1-5	23	IX	1				公共施設の施工実績の証明書類において、CORINSにて規模を証明可能な場合でも、契約書・仕様書・図面の添付は必要でしょうか。	施工内容を精査しますので、必要です。
21	入札参加資格審査・入札書類第一次審査様式集	様式1-8 委任状 (構成員→代表企業)							本様式は構成員→代表企業となっていますが、協力企業についての記載・押印は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	入札参加資格審査・入札書類第一次審査様式集	様式1-8 委任状 (構成員→代表企業)							貴市への入札参加資格の届出を支店・支社名で行っている場合、「所在地、商号または名称、代表者氏名」欄は支店・支社のものを記載し、届出印を押印すればよいでしょうか。それとも、本社の所在地及び代表者氏名を記載し、実印を押印する必要がありますでしょうか。	本市に届出を行っているものにより作成してください。
23	入札参加資格審査・入札書類第一次審査様式集	様式2-2 調理業務を行う者の食品衛生上の処分状況に関する書類							様式2-1の同頁に続けて記載していく形式となっていますが、次頁から書き出す形としてもよろしいでしょうか。	様式2-2は次頁に改頁してください。様式集を修正します。
24	入札書類第二次審査様式集	入札書類第二次審査書類作成要領	1	1	(1)				「提出書類一覧表において枚数を制限する様式については、それに従うこと」とありますが、枚数制限を超えて提案内容を補足説明する資料を添付することは、一切認められないものと理解してよろしいでしょうか。	様式内に記載されている提案内容の補足資料、又は根拠資料を添付することは差し支えありません。ただし、添付される資料のみでしか把握できない提案内容は審査対象とはなりません。
25	入札書類第二次審査様式集	添付資料				1	(1)		提出書類一覧表において枚数を制限する様式については、それに従うことが求められていますが、該当する枚数制限のある様式の記載内容に関して性能審査の参考として頂くために制限枚数以外(様式以外)に参考資料又は添付資料を追加(添付)して提出することは出来ませんか。	回答No.24をご参照ください。
26	入札書類第二次審査様式集	様式単位				1	(1)		様式単位で複数ページにわたるときは、所定の位置に番号(当該ページ番号/総ページ数)を振ることとの指示がありますが、様式単位とは、「提出書類一覧表」の様式No.単位との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	入札書類第二次審査様式集	入札書類第二次審査書類作成要領	1	1	(1)				共通事項として、左右に15mm以上の余白を設定すること、とありますが、上下の余白は適宜調整してよいと理解してよろしいでしょうか。	差し支えありません。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
28	入札書類第二次審査様式集	提案に関する提出書類			1	(2)				「提出書類には、社名やグループ名等、提出者を特定できるような表示は付さないこと」とありますが、提案書Ⅰ（事業計画に関する提案書）の作成にあたって、この規定は適用されるか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。なお、2(2)アに記載している通り、「提案書Ⅰ」及び「提案書Ⅵ」については、社名やグループ名を明記したものを別途3部提出してください。
29	入札書類第二次審査様式集	提案書様式			2	(2)				Microsoft Wordでの作成を前提とする提案書様式(共通様式を含む)には、ページ全体に枠線が設定されていますが、この枠線は必須でしょうか。	見やすい様に変更して頂いても差し支えありません。
30	入札書類第二次審査様式集	入札書類第二次審査書類作成要領	1	1	(2)					「提出書類には、社名やグループ名等、提出者を特定できるような表示は付さないこと」とありますが、構成員や協力企業だけでなく、下請企業やアドバイザーなどを含め一切の企業名を記載してはいけない(金融機関名を除く)ものと理解してよろしいでしょうか。	金融機関も含めて、社名等は記載しないものとします。なお、回答No.32、No.49もご参照ください。
31	入札書類第二次審査様式集	入札書類第二次審査書類作成要領	1	2	(1)					入札に関する提出書類について、「封筒」のサイズや封筒への押印場所等の指定がありましたらご教示ください。	特にありません。
32	入札書類第二次審査様式集	入札書類第二次審査書類作成要領	2	2	(2)	ア				社名やグループ名を明記した「提案書Ⅰ」及び「提案書Ⅵ」は、正副21部のファイルとは別のファイルにⅠとⅥをまとめて綴じ、3部提出するという理解でよろしいでしょうか。(別途ファイルでの提出となる場合、ファイルの表紙及び背表紙の記載方法について、ご教示下さい。)	社名等を明記した「提案書Ⅰ」及び「提案書Ⅵ」は、別のファイルにまとめて綴じ、3部提出してください。ファイルの表紙には、事業名、書類名(「提案書Ⅰ」及び「提案書Ⅵ」社名等明記版)、登録番号及び通し番号(1/3～3/3)を記載してください。
33	入札書類第二次審査様式集	入札書類第二次審査書類作成要領	2	2	(2)	ア				「提案書Ⅰ」及び「提案書Ⅵ」については、ファイルに綴じたものとは別に、社名やグループ名を明記したものを3部提出することありますが、正本・副本では「代表企業」「建設企業」「地元企業」などのように表記している部分を具体的な企業名に修正・置換して提出するという理解でよろしいでしょうか。(具体的な企業名に修正・置換する場合、文字数が増える関係で改行されたり、図表の大きさが変わったりして、提案内容が制限枚数内に収まらない可能性があります。このため、正本・副本に記載した提案内容と趣旨が変わらないことを前提に、行や文字の間隔を小さくしたり、図表の大きさを変えたりすることは認めていただけないでしょうか。)	前段については、ご理解のとおりです。後段については、提案内容と趣旨が変わらないことを前提に体裁を調整することは可能とします。
34	入札書類第二次審査様式集	入札書類第二次審査書類作成要領	2	2	(2)	イ				「各様式ごとにインデックスをつけること」とありますが、様式ごとにつけてしまいますと、かなりの数となりかえって見えづらくなる事が想定されます。ですので、書類名を示すインデックスのみとしては頂けませんでしょうか。	原案のとおり、各様式毎にインデックスをつけてください。
35	入札書類第二次審査様式集	提出書類一覧表	B-8							第三者機関による客観的評価の仕組みに関する提案において、「落札者決定基準」の表2 性能審査加点項目の評価基準の対応提案書の欄にB-8が見当たらないので、評価の対象とならないと理解してよろしいでしょうか。	落札者決定基準:回答No.7をご参照ください。
36	入札書類第二次審査様式集	第三者機関による客観的評価の仕組みに関する提案	様式B-8							第三者機関による客観的評価の仕組みに関する提案をしない場合、様式B-8は提出ファイルに綴じこまなくてよい(作成する必要がない)ものと理解してよろしいでしょうか。	提案しない場合は、その旨を記載した様式B-8を作成してください。
37	入札書類第二次審査様式集	様式No F-1 面積表								備考3に面積・高さ等の数値は図面等で確認できるようにしてくださいとありますが、平面図とは別に室別面積求積図を添付してもよろしいでしょうか。小部屋が多いため、平面図に寸法を記入すると機器類の配置等がわかりにくくなります。	ご質問の室別面積求積図を添付することも可とします。
38	入札書類第二次審査様式集	様式No F-2 仕上げ表								仕上げを書くスペースが狭いのですが、仕上げ欄には略号を入れて、欄外にまとめて略号ごとの仕上げの詳細を示すような表記でもよろしいでしょうか。EX, 床 ① 合成樹脂系塗床(防滑仕上げ)	略号の使用は避けてください。様式の各列幅を調整することでご対応ください。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
39	入札書類第二次審査書類作成要領書	提出書類一覧表							F-8	イメージスケッチとして、外観1枚及び内観1枚とありますが、内観パースは、内部のわかるアクソメでもよろしいでしょうか。	イメージを判り易く伝達できるものであれば形式は問いません。
40	入札書類第二次審査様式集	様式名及び記載項目	10	V	F-13					単独建屋6校 A3版 6枚、その他(校舎内) 14校 A3版 7枚 合計13枚と考えると宜しいですか。また、平面計画【縮尺1/200】となっておりますが、参考資料13-3 学校配膳室の改修プランと同様に縮尺を1/100にするなど、縮尺は自由設定と考えると宜しいでしょうか。	枚数については、ご理解のとおりです。縮尺については、見易さに配慮した上で変更することも可とします。
41	入札書類第二次審査様式集	提出書類一覧表 様式No F-13								様式No.F-13について、全体調理人員配置図と(A3×2枚)と配膳室改修工事概要(A3×任意枚数)の様式Noが同じF-13となっております。後者の配膳室改修工事概要をF-14と考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「配膳室改修工事概要」を様式F-14に修正します。
42	入札書類第二次審査様式集	入札書類第二次審査書類作成要領 提出書類一覧表	11							「配膳室改修工事概要」の様式Noは、F-13ではなく、F-14の誤りとの理解でよろしいでしょうか。	回答No.41をご参照ください。
43	入札書類第二次審査様式集	提出書類一覧表								提出書類一覧表において、「配膳室改修工事概要」の様式Noが「F-13」となっておりますが、「F-14」の誤りではないでしょうか。	回答No.41をご参照ください。
44	入札書類第二次審査様式集	配膳室改修工事概要								提案書V(計画図面等提案書)の「配膳室改修工事概要」の様式Noは、F-13ではなくF-14ではないでしょうか。	回答No.41をご参照ください。
45	入札書類第二次審査様式集	F-13 配膳室改修工事概要								「整備の範囲について記入」とのことですが、「整備の範囲」とはどのような内容を意味しているのでしょうか。(整備対象項目、工事エリア等)	事業者の提案としてます。なお、参考資料13-1の留意事項等も十分に踏まえ提案してください。
46	入札書類第二次審査様式集	F-13 配膳室改修工事概要								「平面計画(…生徒動線を含む)」の「生徒動線」とは、改修工事の生徒の安全確保方法(安全対策上の生徒動線)のことでしょうか。配膳室改修後の生徒動線の場合は、どのような内容を表記すればよろしいでしょうか。	平面計画における生徒動線については、生徒が給食を受け取る際の動線を記入してください。また、仮囲い位置の記載にあわせて、改修工事の安全対策上の生徒動線も記載してください。
47	入札書類第二次審査様式集	様式No F-13 配膳室改修工事概要								各中学校の配置図・平面図のCADデータをいただくことは可能でしょうか。いただけるのであれば、JW-C又はDXFデータをお願いします。	dxgデータを公表します。なお、当該データは要求水準書参考資料用に作成したものであり、実際の設計段階においては別途事業者において確認作成してください。
48	入札書類第二次審査様式集	F-13 配膳室改修工事概要								配膳室改修工事の提案書作成のために、「参考資料13-2」～「参考資料13-4」のCADデータ(dxg)の提供をお願い致します。	回答No.48をご参照ください。
49	入札書類第二次審査様式集	資金調達計画書	様式 G-2							金融機関については、具体的な名称(具体的な金融機関名)を記載してよろしいでしょうか。	金融機関の名称についても、社名等と同様の取扱いとし、具体的な名称の記載は、回答No.32に示す「提案書I」及び「提案書VI」社名等明記版”のみとしてください。
50	入札書類第二次審査様式集	資金調達計画書	様式 G-2							「金融機関等の関心表明又はそれに類する書類の写し」については、応募者の社名やグループ名が記載されていてもよろしいでしょうか。	正本及び副本については、黒線等で社名や応募者名が分らない様にしてください。
51	入札書類第二次審査様式集	様式G-3-1 市の支払う対価【年度別】								市の支払う対価合計(①+②+③+④+⑤+⑥)の行の平成25年度のセルに斜線がひかれています、このセルにも金額が入るのではないのでしょうか。	ご理解のとおりです。様式G-3-1を修正します。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
52	入札書類第二次審査様式集	市の支払う対価【四半期別】	様式G-3-2							備考欄の3として「維持管理・運営に係る対価の固定料金及び変動料金の算出根拠を余白に明記するか又はその内容を別紙に記入して提出してください。(別紙の様式は任意とします。)」とありますが、別紙に記入する方法を選択した場合、様式G-9「固定料金・変動料金の考え方」を参照(代用)する方法は認められないのでしょうか。(様式G-9とは別に様式G-3-2の添付資料として「固定料金及び変動料金の算出根拠資料」を作成する必要があるのでしょうか。)	固定料金及び変動料金の考え方は、様式H-9に記載することとします。様式G-3-2の備考3は削除します。
53	入札書類第二次審査様式集	様式H-1 初期投資見積書								備考欄に、積算根拠について別紙内訳書により提出のこととありますが、詳細な内訳ではなく、中項目程度の内訳でよろしいでしょうか。例えば、建築工事の場合、直接仮設工事、土工事、杭工事、躯体工事(型枠、コンクリート、鉄筋、鉄骨)・・・程度の仕分けでよろしいかどうか、ご教示ください。	内訳書の書式は任意とします。見積内容の妥当性が評価できる項目分けとしてください。
54	入札説明書第二次審査様式集	提出書類様式H-1、H-2	25	IX	4					「積算根拠については、別紙内訳書により提出してください。」とありますが、事業契約締結後に実施設計となりますので、概算での見積書となります。提出は中項目程度(建築各工種迄)で良いと解して宜しいでしょうか。	回答No.53をご参照ください。
55	入札書類第二次審査様式集	初期投資費見積書	様式H-1							開業準備業務にかかる費用(サービス購入費Dの対象となる費用)は、本様式の項目として追加して記載する必要があると理解してよろしいでしょうか。	開業準備業務費の見積書として様式H-1-2を追加します。
56	入札書類第二次審査様式集	初期投資費見積書	様式H-1							備考欄の1として「積算根拠については、別紙内訳書により提出してください。(別紙内訳書は任意の書式とします。)」とありますが、積算根拠は本様式に記載するだけではなく、「詳細内訳書」の提出が必須になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	入札書類第二次審査様式集	学校配膳室改修費見積書	様式H-2							備考欄の1として「積算根拠の詳細については、別紙内訳書により提出してください。(別紙内訳書は任意の書式とします。)」とありますが、積算根拠は本様式に記載するだけではなく、「別紙内訳書」の提出が必須になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	入札書類第二次審査様式集	修繕・更新費見積書(内訳表)	様式H-6							「A4判横書き」とありますが、読みやすさ、綴りやすさなどを考慮して、「A3版」での提出を認めていただけないでしょうか。	A3版でも可とします。

入札説明書等に係る質問書に対する回答

■基本協定書（案）

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	I	1	(1)	ア	①	a			
1	基本協定書(案)	事業予定者の設立	1	3条	3						「協議に応じることができる」とありますが、応じない状況とはどのような場面を想定されているのでしょうか。	原則的には協議に応じますが、明らかに事業の安定的遂行及びサービス水準の維持が図られない場合、又は市の利益を侵害すると認められる場合には、協議に応じない状況が想定されます。個別具体の事象に応じて判断します。
2	基本協定書	業務委託契約又は請負契約	2	5条	2						業務委託契約・請負契約の雛形は有りますでしょうか。無ければ、SPC独自で作成して宜しいでしょうか。	雛形はありません。SPCで作成してください。
3	基本協定書(案)	業務の委託、請負	2	5条	2						各業務は、開始時期が異なるため、「事業契約締結後速やかに」より「各業務開始前までに」とし、十分な検討・調整期間を設定される方が本件事業実施上適切と思われるかがでしょうか。	原案のとおりとします。
4	基本協定書(案)	事業契約	2								第6条第1項 事業契約の仮契約の締結期限(目途)が、基本協定締結予定日(平成24年10月下旬)から15日程度しかないのですが、実務的に厳しいものと思われます。最大限努力はしますが、実務上柔軟に対応していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	平成24年福岡市議会第5回定例会での議決に向けて、市及び事業者双方の協力が必要と考えています。
5	基本協定書(案)	事業契約	2	第6条	1						貴市のご事情その他、何らかの理由で手続きが遅延した際のことを考慮し、仮契約締結日の目途を、「本協定締結後速やかに」等に変更しておく必要はございませんか。	原案のとおりとします。
6	基本協定書(案)	事業契約	2	6条	2						「本事業の入札手続きに関する不正行為」とありますが、具体的に列記していただけないでしょうか。	<p>例示するとすれば、以下の様な事象が挙げられます。</p> <p>(1)この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定により課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)</p> <p>(2)納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われなときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。</p> <p>(3)納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。</p> <p>(4)この契約に関し、受注者(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。</p> <p>(5)その他、審査書類の内容に不当に虚偽の記載を行った場合</p>

7	基本協定書(案)	事業契約	2	第6条	3				「前項にかかわらず」とありますが、この場合「不正行為が判明した場合でも、暴力団関係者であった場合には、契約を締結しないことができる(「締結しない」ではない)」と解釈され、「不正行為」だけのときよりもペナルティが軽くなってしまうので、「前項にかかわらず」を削除した方がよいものと存じます。	「前項にかかわらず」を削除します。
8	基本協定書(案)	事業契約	2	第6条	3	(6) (7)			「使用人」とは、「重要な使用人」という解釈でよろしいでしょうか。	「使用人」と解釈してください。
9	基本協定書(案)	事業契約	3	6条	6				違約金の請求先は帰責者のみを対象とすべきであり、「事業予定者」は、基本協定の契約当事者と異なり、また「連帯」して負担するという建付けも、事業者側に過度な負担を強いる内容となるため、削除いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
10	基本協定書(案)	事業契約	3	6条	7				「前項の場合を除き」とありますが、どのようなケースを想定されているのでしょうか。	例えば、乙の構成員等を変更する必要が生じた場合で代替の企業が見つからない場合、事業予定者又は乙の各構成員若しくは各各協力企業が契約締結に向けた協議を放棄した場合等が想定されます。
11	基本協定書(案)	事業契約締結不調の場合における処理	4	8条					「同第7項」は、事業契約締結に至らない帰責事由の特定ができかねることから、事業者側に著しく不利益となるため、削除いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
12	基本協定書(案)	事業契約締結不調の場合における処理	4	第8条					乙に帰責事由がないにもかかわらず、議会承認が得られず本契約の締結に至らなかった場合でも、それまでに乙の要した費用等の請求は認められないのでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に係る質問書に対する回答

■事業契約書（案）

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
1	事業契約書	捺印について								事業契約書の捺印は、福岡市と事業者の代表企業の2者で宜しいでしょうか。	福岡市とSPCの2者になります。
2	事業契約書(案)	用語の定義 「各施設」	2	第2条	(12)					「給食センター又は学校配膳室を個別にいう」とありますが、学校配膳室は1校ごとの施設を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	事業契約書(案)	用語の定義 「基本協定書」	2	第2条	(15)					「福岡市と代表企業、各構成員及び各協力企業との間で・・・締結された」とありますが、代表企業は構成員に含まれるので、「代表企業」の文言は不要ではないでしょうか。	「代表企業」を削除します。
4	事業契約書(案)	用語の定義 「サービス購入費」	3	1	2条	(29)				条文の「サービス購入費」の構成に、“事前配送及び配膳室業務に係る対価”の記載がありませんが、別紙2にサービス購入費Gとして記載されています。条文の記載漏れてはならないでしょうか。	第2条(29)に「事前配送及び配膳室業務に係る対価」を追加します。
5	事業契約書(案)	用語の定義 「本事業」	5	第2条	(51)					「本事業」の定義は、「第1給食センター(仮称)整備運営事業」となるのではないのでしょうか。	「本事業」の定義については原案のとおりとします。なお、事業契約書案表紙を「第1給食センター(仮称)整備運営事業」に修正します。
6	事業契約書(案)	用語の定義 「本事業」	5	第2条	(52)					「第1給食センター(仮称)整備等事業～」は、「第1給食センター(仮称)整備運営事業～」となるのではないのでしょうか。	ご指摘のとおり修正します。
7	事業契約書(案)	総則	5	第3条	4					「本契約及び要求水準等」とありますが、「要求水準等」には「本契約」も含まれていますので、「本契約」は不要であると存じます。	「本契約及び」を削除します。
8	事業契約書(案)	総則	6	第3条	9					「本契約及び要求水準等」とありますが、「要求水準等」には「本契約」も含まれていますので、「本契約」は不要であると存じます。	回答No.7をご参照ください。
9	事業契約書(案)	事業日程	6	1	4	(2)				「事業者の提案により開業準備期間を1ヶ月以上確保することも可能」とありますが、事業契約書(案)の開業準備期間の終了日は平成26年8月31日と明記されており、また、供用開始を2学期の始業に合わせていますので、設計・建設期間を短縮して供用開始日を変更しない調整のみが可能との理解でよろしいでしょうか。それとも供用開始日の変更が可能なのでしょうか。	入札説明書回答No.7をご参照ください。
10	事業契約書(案)	事業費内訳書等の提出期限	6	1		5				事業費内訳書及び詳細事業日程表の提出期限をご教示下さい。	事業契約締結以降に事業者と協議の上で決定します。
11	事業契約書(案)	要望事項等を採用した場合の増加費用の負担	7	1		7	2			事業者の提案内容が要求水準を逸脱していない事項に関して、有識者委員会からの意見や福岡市からの要望事項を尊重した場合に、増加する費用は市に負担頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	第21条に規定する要求水準書の変更に該当する場合は当該条項の規定により必要な費用は市で負担します。第21条に該当せず、事業者の提案内容を逸脱しない範囲内の要望事項については、増加する費用を市で負担することは想定していません。増加費用が発生しない範囲内で要望事項を尊重して頂きたいと考えています。
12	事業契約書(案)	提案書類と要求水準の関係	7	第7条	2					「有識者委員会」の定義がございません。「事業者選定委員会」のことでしょうか。	「事業者選定委員会」に修正します。
13	事業契約書(案)	提案書類と要求水準の関係	7	第7条	2					ただし書きに、「提案書類以外の要求水準等」とありますが、本条第1項で、本条においては“要求水準等に要求水準は含まない”ことを定義しておりますので、単に「要求水準等」でよろしいのではないのでしょうか。	「提案書類以外の」を削除します。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
14	事業契約書(案)	本契約の締結後の理解	7	1		8				統括責任者、業務責任者及び管理技術者を本契約の締結後速やかに配置することが定められていますが、「本契約の締結後」とは、仮契約の締結後ではなく、平成24年12月に予定される事業本契約締結の後との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、協議を円滑に進めるための責任者については、落札者決定後早期段階から設定してください。
15	事業契約書(案)	統括責任者及び業務責任者	7	第8条	1					「統括責任者」は具体的にどのような職務を行うのでしょうか。また、選任及び変更の要件は要求水準等の規定に従うとありますが、どこに規定されているのでしょうか。なお、要求水準書P53に規定されている運營業務に係る統括責任者と、本条で規定する統括責任者は同じ者を指すのでしょうか。	「統括責任者」は事業全体を統括する責任者とします。各責任者の階層は以下を想定していますが、具体的な職務、区分は、要求水準書の規定を遵守した上で、事業者の提案によるものとします。 i) 事業全体を統括する責任者(統括責任者) ii) 業務(大分類)毎の責任者(要求水準書に示す「維持管理責任者業務責任者」「運營業務に係る総括責任者」等) iii) 個別業務毎の責任者(要求水準書に示す「運營業務責任者(調理業務等)」) また、選任及び変更の要件についても事業者の提案によるものとし、提案書類に選任及び変更の要件を明記してください。当該提案書類の規定を要求水準等の規定とみなします。
16	事業契約書(案)	統括責任者及び業務責任者	7	第8条	2					「業務責任者」「管理技術者」は具体的にどのような職務を行うのでしょうか。また、「区分ごとに」というのは第2条(31)ア～クの各業務についてという理解でよろしいでしょうか。さらに、選任及び変更の要件は要求水準等の規定に従うとありますが、どこに規定されているのでしょうか。	回答No.15をご参照ください。なお、「管理技術者」を削除し、「業務責任者」に統一します。
17	事業契約書(案)	総括責任者及び業務責任者	7	第8条	2					「業務責任者及び管理技術者の選任及び変更は要求水準等の規定に従う」とありますが、施設整備業務について、要求水準書に記載がありませんので追記していただけないでしょうか。	回答No.15をご参照ください。
18	事業契約書(案)	統括責任者及び業務責任者	7	第8条	3					「業務責任者」は具体的にどのような職務を行うのでしょうか。また、「区分ごとに」というのは第2条(8)ア～カ及び(10)ア～コの各業務についてという理解でよろしいでしょうか。さらに、選任及び変更の要件は要求水準等の規定に従うとありますが、どこに規定されているのでしょうか。	回答No.15をご参照ください。
19	事業契約書(案)	関係者協議会の構成員	7	1		9				関係者協議会の市側の構成員の想定をご教示下さい。	事業者の提案を踏まえ、協議の上で決定します。
20	事業契約書(案)	紛争解決等	8	第10条	第2項					「独立の第三者機関」の具体的なイメージについてご教示下さい。(有識者等をメンバーとする委員会等の組織もしくは構成員・協力企業に対して第三者的な立場の法人・団体等をイメージされているのでしょうか。)	市、事業者双方から独立した第三者機関を想定しています。なお、第三者機関の活用について、事業者より提案がない場合、市は第三者機関の活用を想定していません。事業者の提案があった場合に第三者機関の活用有無も含めて協議します。
21	事業契約書(案)	紛争解決等	8	第10条	第2項					第三者機関の設置及び開催にかかる一切の費用は、事業者の負担になる(入札価格に含まれる)のでしょうか。	市と事業者の折半を基本に考えています。
22	事業契約書(案)	紛争解決等	8	第10条	第7項					第5項、第6項の条文はないもの(第7項は、第5項の誤り)と理解してよろしいでしょうか。	第10条第7項を第5項に修正します。
23	事業契約書(案)	第13条(契約の保証)	8							「事業者は、給食センター及び学校配膳室の設計及び建設等の履行を保証するため、本契約の締結後速やかに、給食センター及び学校配膳室の引渡までの間、次の各号に掲げるいずれかの方法による保証を付さなければならない。」となっているが、「設計及び建設等」の「等」について具体的にどのようなことを想定しているのか教えていただきたい。	第2条(31)に規定する施設整備業務に該当する業務を想定しています。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
24	事業契約書(案)	契約の保証	8	13条	1					事業者または建設企業が工事履行保証保険へ加入する保険契約を締結する時期は、建設工事中工前であれば必ずしも事業契約後直後でなくてもよろしいでしょうか？	保証金額が確定し、履行保証保険の付保が可能となった時点で速やかに締結してください。
25	事業契約書(案)	契約の保証	8	第13条	1					事業契約書(案)第13条に契約の保証について記載がありますが、「本契約の締結後速やかに、給食センター及び学校配膳室の引渡しまでの間」となっています。開業準備期間及び維持管理・運営期間の保証を付す義務は無いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、事業者の提案により開業準備期間及び維持管理・運営期間中に保証を付すことを妨げるものではありません。
26	事業契約書(案)	契約の保証	8	13条	1	(1)				契約保証金を納付した場合は、建物引渡後速やかに返還いただけるとの理解でよろしいでしょうか？	建物引渡後、事業者からの請求書を受けて、本市において必要な審査等を経て可能な限り速やかに返還します。
27	事業契約書(案)	契約の保証	8	13条	1	(4)				銀行による履行保証契約でよろしいでしょうか？	銀行による履行保証契約は第13条第1項(3)に該当します。第13条第1項(4)は、保険会社等による工事履行保証証券を想定しています。
28	事業契約書(案)	第13条第2項(契約の保証)	9							「2 前項に定める保証の金額は、別紙2に定めるサービス購入費A及びサービス購入費Bの元本額の合計の100分の10に相当する金額とする。」となっている。建設工事である「学校配膳室改修に係る対価」のサービス購入費Cは含まないという理解で良いか確認したい。	サービス購入費Cも含む形に修正します。
29	事業契約書(案)	契約の保証	9	第13条	第2項					「保証の金額は、別紙2に定めるサービス購入費A及びサービス購入費Bの元本額の合計の100分の10に相当する金額」とありますが、消費税及び地方消費税額も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「消費税及び地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額」を追加します。
30	事業契約書(案)	権利義務の処分	9	14条	1	(2)				「株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行すること」は、SPC経営上の決定事項であり、これについて貴市の承諾を得ることは不要と考えます。当該事項を必要とされる理由をご教示いただけないでしょうか。	構成員の出資比率を入札参加者に関する条件として規定しており、市の承諾なく構成員の出資比率が変動することは許容できません。このため、構成員の出資比率の変動につながり得る株式等の発行は市の承諾事項としております。
31	事業契約書(案)	権利義務の処分等	9	第14条	2					「本契約及び要求水準等」とありますが、「要求水準等」には「本契約」も含まれていますので、「本契約」は不要であると存じます。	回答No.7をご参照ください。
32	事業契約書(案)	資金調達	9	15条	2					資金調達に際して、融資する金融機関からSPCの株式への担保設定を求められた場合等、否認するに合理的な理由のない場合は貴市のご承諾を得られると理解してよろしいでしょうか？	合理的な理由なく、承諾を行わないということは考えておりません。
33	事業契約書(案)	資金調達	9	15条	2					融資・担保関連契約の提出とありますが、契約内における守秘義務規定により開示することができません。本項は、削除いただけないでしょうか。	融資契約及び担保関連契約の守秘義務規定において、市への開示が許容されるよう手当てをしてください。
34	事業契約書(案)	本件土地の調査	10	第18条	4					本条第1項には「事業者は、本件工事に必要な測量調査、地質調査その他の調査は、既に福岡市が行ったものを除き、自らの責任及び費用負担により行う。」とあります。本項は第18条第1項及び第2項の例外規定という解釈でよろしいのでしょうか。優劣関係をご教示ください。	第18条第1項は、本件工事に必要な調査を事業者が自らの責任及び費用負担によって行うべきことを規定し、同2項は当該調査結果の不備及び誤謬等があった場合に事業者が責任、費用及び損害を負担すべきことを規定しております。これに対し、同4項は事前開示情報の誤謬に起因する費用及び損害を市が負担すること等を定めております。したがって、第18条1項及び2項と同4項は、異なる場面について規定しており、優劣関係という問題は生じないものと考えます。
35	事業契約書(案)	本件土地の調査	11	18条	5					「事業者において合理的に入手可能な本件土地に関する情報」とありますが、合理的な範囲が特定できかねますため、貴市から開示いただける情報のみ限定していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
36	事業契約書(案)	本件土地の調査	11	18条	5					「土壌汚染及び地中障害物等」の範囲とは、断層、地下水脈、空洞、埋蔵文化財等の存在、軟弱地盤(流動地盤含む)、陥没、地盤沈下等のいわゆる「土地の瑕疵」全てが含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	事業契約書(案)	本件土地の調査	11	第18条	5					本条第1項及び第2項により、本件土地の調査義務者は事業者となっておりますが、本項における「合理的に入手可能な本件土地に関する情報からは合理的に予測できない」とは、どのような意味でしょうか。この「合理的」の範囲についてご教示ください。	「合理的に入手可能」であったかという点については、個別具体的な状況の下で判断されることとなりますので、現時点でその範囲についてご回答することはできません。
38	事業契約書(案)	調査等の第三者への委託	11	第19条	1					ここでいう「第三者」とは、構成員及び協力企業以外の者という理解でよろしいでしょうか。	当該「第三者」は、事業者(SPC)以外の者を指しており、構成員及び協力企業がかかる調査を受託することも否定されません。
39	事業契約書(案)	福岡市の請求による要求水準書の変更	12	第21条	3					第2項で事業者は貴市より通知を受けてから14日以内に意見等を通知し協議を行うことを定める一方、第3項では貴市の通知日から14日経過しても協議が整わない場合には貴市が決定できることを定めています。しかし、これでは実質的に協議を行う日程は確保できないと思われるので、協議期間について再考いただけませんかでしょうか。	第3項は、以下の場合が該当します。 i) 第1項の福岡市から事業者に通じた日から14日を経過しても第2項に規定する事業者から福岡市への通知がない場合 ii) 第2項に規定する事業者から福岡市へ通知後14日を経過しても協議が整わない場合 なお、上記の趣旨の明確のために本文を修正します。
40	事業契約書(案)	給食センター及び学校配膳室の設計	13	23条	10					「増加費用」とは、設計業務費自体の増額も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	事業契約書(案)	給食センター及び学校配膳室の設計	13	第23条	10	(2)				完工又は維持管理・運営業務の開始が遅延した場合であっても、完工予定日及び維持管理・運営開始予定日は延期されないとはどのような意味でしょうか(それぞれの予定日が変更されない場合、第44条の違約金条項及び第70条の解除事由に該当してしまいます)。	事業者の責めに帰すべき事由により完工又は維持管理・運営業務の開始が遅延した場合には、第44条及び第70条の規定に該当します。
42	事業契約書(案)	給食センター及び学校配膳室の設計	14	第23条	11					なお書きに「事業者が、サービス購入費の減額につながる設計図書等の変更の提案を、事業者の適正な利益を確保した上で福岡市に対して行うことを妨げるものではない。」とありますが、これは本項本文にかかわらず、VE等の提案によって、そのメリットを事業者が享受できる余地はあるという理解でよろしいでしょうか。	VE(Value Engineering)等の提案によるメリットは、福岡市及び事業者の両者が享受するものと考えています。
43	事業契約書(案)	給食センター及び学校配膳室の設計	15	第26条	5	(2)				完工又は維持管理・運営業務の開始が遅延した場合であっても、完工予定日及び維持管理・運営開始予定日は延期されないとはどのような意味でしょうか(それぞれの予定日が変更されない場合、第44条の違約金条項及び第70条の解除事由に該当してしまいます)。	回答No.41をご参照ください。
44	事業契約書(案)	建設工事期間中の第三者の使用	15	第28条	2					建設企業から建設業務の一部を下請に発注した場合でも、福岡市に対し、速やかにその旨通知する義務があるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	事業契約書(案)	給食センターの建設に伴う近隣対策	16	31条	1					本事業の実行には、近隣の同意は必要条件なのでしょうか。	事業用地の状況等を踏まえ、円滑な事業の実施のために、近隣との良好な関係構築は重要な要件になると考えております。
46	事業契約書(案)	給食センターの建設に伴う近隣対策	16	第31条	2					「合理的な範囲内で近隣対策を実施する。」とありますが、この「合理的な範囲内」とは、『福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例』に従うことと考えてよろしいでしょうか。	ご指摘の条例のみに限定されるものではないものと考えています。回答No.45も踏まえ、適切な近隣対策を実施してください。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
47	事業契約書(案)	備品リストの提出期日	17	4	2	32				福岡市が別途定める日までに、要求水準等に基づき、備品リストを作成のうえ福岡市に提出し、その承諾を得るものとされていますが、現在想定されている提出期限もしくは承諾期限がありましたらご教示下さい。	要求水準書P30及びP32に規定している基本設計終了時、実施設計終了時及び工事完成図書提出時に提出してください。
48	事業契約書(案)	運営備品等の調達	17	第32条	1					(以下、「備品リスト」という。)を(以下、総称して「備品リスト」という。)とした方が、「備品リスト」の定義として理解しやすいものと存じます。	原案のとおりとします。
49	事業契約書(案)	運営備品等の搬入設置完了確認の期限	17	4	2	32	5			市が実施される搬入設置完了確認の期限をご教示下さい。	給食センターの完工予定日を踏まえ、事業者と協議の上で決定します。
50	事業契約書(案)	運営備品等の調達	17	第32条	6					1行目及び2行目に「什器備品等」という用語が出てきますが、前項までは「運営備品等」で統一されていますので、「運営備品等」とした方がよろしいのではないのでしょうか。なお、本条第7項、第33条第1項、同条第2項(2箇所)についても同様です。	「運営備品等」に統一する形で修正します。
51	事業契約書(案)	本件土地が不用となった場合の措置	19	第36条	1					「事業者が使用する構成企業等」とありますが、「建設企業等」のことでしょうか。	ご理解のとおりです。「事業者が使用する建設企業等」に修正します。
52	事業契約書	本件完工予定日の変更等に係る協議	20	4章	4節	39条	1項			貴市が完工予定日を変更したことに伴い、金融費用を含む追加費用が発生した場合には、合理的な費用について貴市でご負担いただけるかの理解でよろしいでしょうか。	市の責に帰すべき事由により完工予定日が変更になった場合については、当該増加費用(合理的な金融費用を含むが、事業者、構成員、協力企業、並びに事業者に出資又は融資を行う者の逸失利益その他合理的でない増加費用及び損害は除く。)を市が負担します。
53	事業契約書(案)	給食センター及び学校配膳室の建設に伴い第三者に及ぼした損害	20	第41条	1					工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼす損害については、本事業のリスク負担を総合的に考慮した際、土地所有者でもあられる貴市にてご負担いただくことが適切と考えます。『公共工事標準請負契約約款』や『民間建設工事標準請負契約約款』、『民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款』でも発注者にてご負担いただいておりますので、ご再考いただきたく、よろしく願いいたします。	ご指摘を踏まえ、市の負担とする旨に修正します。
54	事業契約書(案)	事業者による各施設の完成検査	21	第42条	1					学校配膳室の改修工事は短い工期で行われるため、完工予定日の1ヶ月前に完了検査や完成検査を行うことはできないものと存じますが、実際にはどのように対応すればよろしいのでしょうか。	学校配膳室の完成検査については、施工スケジュールを踏まえて、事業者と協議の上で決定します。
55	事業契約書	事前配送及び配膳室業務	22							事前配送とはどのようなことでしょうか	事業契約書(案)第2条(32)及び「要求水準書:P60. V. 5. (3)」をご参照ください。
56	事業契約書(案)	福岡市による給食センター及び学校配膳室の所有	22	第44条	3					学校配膳室の改修工事に係る完成確認書の交付が完工予定日より遅延した場合であっても、本項により違約金を算定するとなると、小額工事に対して不相当に過大な違約金となるものと存じますので、25年度又は26年度改修対象校に係るサービス購入費Cを基準としていただけないでしょうか。	学校配膳室の遅延の場合は、サービス購入費Cを基準とする旨に修正します。
57	事業契約書(案)	給食センター及び学校配膳室の瑕疵担保	22	第45条	1					「備品にあっては交換とする」とありますが、運営備品等の瑕疵については第33条で規定されています。本条でいう備品とはどのようなものを指すのでしょうか。	「備品にあっては交換とする」を削除します。 なお、第33条について「相当の期間を定めて、当該瑕疵の補修又は交換を請求し、若しくは補修又は交換に代え損害の賠償を請求することができる」と修正します。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
58	事業契約書(案)	事前配送及び配膳室業務	22	7	45	2	1			「平成25年度に学校配膳室を改修する配送対象校への配送及び学校配膳室業務については、改修後の給食開始日から事業者の業務」とありますが、事業契約書(案)のP.22第45条の2では「維持管理・運営開始日まで、自らの責任と費用負担において、～業務を行う。」とあり、P.51別紙2では「業務期間中に四半期毎に支払う」となっており、センターの維持管理・運営開始日(平成26年9月1日)までのサービス購入費は、センターの維持管理・運営開始日前に支払われるのでしょうか、それともセンターの維持管理・運営期間中に発生するのでしょうか。	入札説明書回答No.8をご参照ください。
59	事業契約書(案)	業務報告	23	第45条の4	1					(以下、「業務報告書」という。)を(以下、総称して「業務報告書」という。)とした方が、「業務報告書」の定義として理解しやすいものと存じます。	原案のとおりとします。
60	事業契約書(案)	業務報告	23	第45条の4	1					7日以内に報告書を提出することになっていますが、7日目が休日の場合の取り扱いについてご教示ください。	休日の場合にはその翌平日までとします。
61	事業契約書(案)	維持管理・運営業務計画書等の提出	24	第47条	5					「維持管理・運営業務の体制書及び計画書」とはどのようなものを指すのでしょうか。	「維持管理・運営業務計画書等」に修正します。
62	事業契約書(案)	事業者による運営開始確認	24	第49条	2					「運営備品調達業務」とはどのような業務でしょうか。	「運営備品等調達業務」に修正します。
63	事業契約書(案)	維持管理・運営業務開始の遅延による違約金	25							第51条 「福岡市契約事務規則に定める率」とは具体的に何%でしょうか。	契約事務規則第35条第2項に定める、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率であり、平成24年6月20日現在では年3.1%となっております。
64	事業契約書	維持管理・運営業務開始の遅延による違約金	25	5章				51条		事業者に違約金の支払義務が生ずるのは、事業者の帰責事由による業務開始遅延時に限定される旨明記されるべきと考えますがいかがでしょうか。	ご指摘を踏まえ、事業者の帰責事由による業務開始遅延時に限定される旨を追記します。
65	事業契約書(案)	維持管理・運営業務開始の遅延による違約金	25	第51条						一部の学校配膳室の運営開始確認書の交付が維持管理・運営開始予定日より遅延した場合であっても本条により違約金を算定することになると、違約金が過大にならないでしょうか(例えば、1校の改修工事が遅延した場合)。	回答No.56をご参照ください。
66	事業契約書(案)	維持管理業務年間計画書及び運営業務年間計画書の提	26	第53条	2					「第2条第9号」は「第2条第8号」、「第11号」は「第10号」の誤りと存じます。	ご指摘のとおり、修正します。
67	事業契約書(案)	業務報告	26	第55条	1					「業務報告」は既に第45条の4で定義済みであり、更に本条で定義する必要はないものと存じます。また、7日以内に報告書を提出することになっていますが、7日目が休日の場合の取り扱いについてご教示ください。	第45条の4の「業務報告書」を「事前配送等業務報告書」に修正します。なお、7日目が休日の場合にはその翌平日までとします。
68	事業契約書(案)	維持管理・運営業務に伴う近隣対策	27	56	2					事業者が負担する増加費用及び損害とは、具体的にどのような内容を想定されておりますでしょうか。 (56条3項において、給食センター設置自体に係る近隣対策費用は、市が負担する旨記載がありますが、設置に伴う騒音・悪臭等の対策費用は全て事業者が負担する、との理解でよいでしょうか。)	前段については、第1項に規定する事業者が実施する近隣対策に必要な増加費用及び損害を示します。 後段(括弧内)については、ご理解のとおりです。
69	事業契約書(案)	食材に起因する第三者損害のリスク分担	27	6	2	58				事業者が入札説明書等に規定された事項、法令及び所轄官庁の指導、基準等を遵守し、かつ善良なる管理者の注意義務をもって運営業務を実施したが、仮に市により調達された食材に起因した異物混入や食中毒等の発生により第三者に損害を与えた場合は、事業者の責めに帰さないとの理解で宜しいでしょうか。	事業者が実施した運営業務に起因しないことが明らかになった場合については、ご理解のとおりです。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
70	事業契約書(案)	契約期間	30	第66条						第18条第4項又は第5項(本件土地の調査)により、本件完工予定日や維持管理・運営開始予定日が延期された場合であっても、契約期間は変更されないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	事業契約書(案)	事業者の債務不履行による契約解除	31	69条	1	(3)				入札手続きに関する「重大な法令の違反」について、具体的に列記していただけないでしょうか。	独占禁止法の不当な取引制限等(独占禁止法3条、89条、95条)を想定しておりますが、これに限られませんので、原案のとおりとします。
72	事業契約書(案)	事業者の債務不履行による契約解除	31	69条	1	(4)				「事業者が本契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある法令等の違反」について、具体的に列記していただけないでしょうか。	食品衛生法違反等を想定しておりますが、これに限られませんので、原案のとおりとします。
73	事業契約書(案)	事業者の債務不履行による契約解除	31	69条	1	(5)				「構成員の基本協定書の規定に反する」だけでは特定性に欠け、また、基本協定書は事業契約書の当事者とは異なることから、本項は削除いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
74	事業契約書(案)	事業者の債務不履行による契約解除	31	69条	1	(7)				「秘密保持義務」及び「個人情報保護義務」に反することで契約解除となることは本件事業の安定性を著しく欠くことになるため、削除いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
75	事業契約書(案)	事業者の債務不履行による契約解除	31	第69条	2	(6) (7)				「使用人」とは、「重要な使用人」という解釈でよろしいでしょうか。	基本協定書(案)回答No.8をご参照ください。
76	事業契約書(案)	維持管理・運営期間開始前の解除	32	70条	1	(2)				(1)と同じ条件となるよう「相当の期間を定めて催告したにもかかわらず」の文言を設けていただけないでしょうか。	維持管理・運営業務が開始されない場合は、早期の対応が求められるため、原案のとおりとします。なお、(2)の場合には催告を要しない旨を明記します。
77	事業契約書(案)	維持管理・運営期間開始後の一部解除	32	第72条	1					事業契約書(案)第72条の「本契約の一部を解除」とありますが、貴市との契約は基本的に事業契約1つだと考えています。一部とは、例えば事業契約内容のうち運営業務のみを業務の中から外すといった理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	事業契約書(案)	維持管理・運営期間開始後の一部解除	32	第72条	1					事業契約書(案)第72条の「別紙3に定める解除事由」とは、2(3)、(4)における「本契約を解約」を示すのでしょうか？その場合の本契約とは事業契約のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	事業契約書	事業終了に際しての処置	34	8章	8節	77条	1項、3項			貴岡市の指示に従って、工事材料、機械器具、仮設物その他の物件を事業者が処置する際に費用が生じたときには、本契約の解除が事業者の責めに帰すべき事由である場合を除き、貴市が当該費用を負担するという理解でよろしいでしょうか。	「事業契約書(案):P35.第9章」の規定によるものとします。
80	事業契約書(案)	契約解除の場合における取扱い	35	78	2					出来形部分の買取につき、市は所有権を取得できる規定となっておりますが、取得しないケースはあるのでしょうか。また、取得しないケースがある場合、どのような事態を想定されていますでしょうか。	例えば、検査に合格しない場合は、取得しないことも想定されます。また、検査に合格した場合においても、契約解除に伴い、本事業の計画自体の見直しが必要になった場合は、取得しない場合も想定されます。
81	事業契約書(案)	開業準備期間開始前の解除	35	78条	2					合格した出来形があるにも関わらず、所有権を取得しない場合は、具体的にどのような状況を想定されているのでしょうか。	回答No.80をご参照ください。
82	事業契約書(案)	契約解除の場合における取扱い	35	9	78	3				契約解除時の買受代金支払い方法について。分割払いとするか一括払いとするかについて福岡市が選択可能な建付けとなっておりますが、事業者及び融資金融機関と事前協議の上決定する建付けに変更することをご検討頂けませんでしょうか？第79条2項、第80条2項についても同様のご検討を頂けますと幸いです。	原案のとおりとします。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
83	事業契約書	開業準備期間開始前の解除	35	9章	1節	78条	4項			「買受代金を一括払いにより支払う場合には、金利は付きません」とありますが、事業者が当該金利を負担する場合の影響を検討する上で必要な情報として、買受代金の確定から一括払いが実行されるまで、最長でどの程度の日数を要すると考えられるかについて、貴市の予算措置から執行に関する一般的なケースを前提とされて結構ですので、ご教示ください。	予算措置を行う必要があることから、議会において当初予算または補正予算議決した後、2ヶ月程度を要することも想定されます。
84	事業契約書(案)	契約解除の場合における取扱い	35	78	5	(2)				<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来高の買受代金の支払につき、金利の支払は協議事項となっておりますが、金利の支払がなされない可能性があるとの理解でよいでしょうか。</li> <li>・同じく出来高の買受代金の支払について、上限となる「当初借入として福岡市が認める金利」とは、『割賦期間見合いで金融機関からおこす予定であった借入の金利』との理解でよいでしょうか。</li> <li>・同じく出来高の買受代金の支払について、金利支払において不確定要素を残す場合、金融機関からの借入条件(金額等)に影響が出る為、分割支払の場合は一律、割賦金利を付する旨、規定することを検討願えないでしょうか。(事業契約79条2項、80条2項も同様)</li> </ul>	1点目について、金利の支払を行わないことは想定していません。 2点目について、具体的な資金調達方法を踏まえて判断します。 3点目について、原案のとおりとします。
85	事業契約書(案)	契約解除の場合における取扱い	35	9	78	6				契約解除時の損害賠償請求額と買受代金の相殺について。福岡市が事業者に対し損害賠償を請求する場合、福岡市から支払われる買受代金と損害賠償請求額を対等額で相殺することが可能な建付けとなっておりますが、相殺ではなく事業者が負担する建付けに変更することをご検討頂けませんか？損害賠償請求事項が発生した場合の賠償額は帰責者が負うべきであり、建設対価である買受代金と相殺するべきではないと考えます。第79条3項、第80条4項についても同様のご検討を頂けますと幸いです。	原案のとおりとします。
86	事業契約書(案)	契約解除の場合における取扱い	35	第78条	6					本規定はあくまでも、貴市が貴市による支払額と事業者の負担すべき損害賠償額とを相殺できることを定めたものであり、実際には事業者側と事前に協議の上で決定されるもの、との理解で宜しいでしょうか。サービス購入費Bからの相殺は、金融機関にとって本事業への融資が可能か否かを判断する上で重要であることから、事業者との事前協議を行わずに即時に相殺することは避けて頂きたいと思っております。	原案のとおりとします。
87	事業契約書(案)	開業準備期間開始前の解除	35	78条	7					事由の如何を問わず、事業者利益は当然にして事業者側に帰属するものであるため、「当該利益の取扱について、福岡市は、事業者に協議を申し入れることができる」を「当該利益は事業者に帰属する」に修正いただけないでしょうか。また、協議とはどのような内容を想定されているのでしょうか。	原案のとおりとします。
88	事業契約書(案)	開業準備期間中の解除	36	第79条	1					「第13条に基づく履行保証保険の保険金等が支払われた場合には、当該保険金を当該違約金の支払いに充当する。」とありますが、第13条に規定される保証期間は「引渡しまでの間」となっており、不整合が生じています。第79条第1項に規定される違約金額について、開業準備期間中も第13条第1項(1)号～(5)号と同様の方法で違約金の支払に充当することが可能との理解で宜しいでしょうか。	第79条第1項最終文を削除します。
89	事業契約書(案)	開業準備期間中の解除	36	第79条	1					「福岡市は、第13条に基づく履行保証保険の保険金等が支払われた場合には、当該保険金を当該違約金の支払いに充当する。」とありますが、第13条の規定は給食センター及び学校配膳室の引渡しまでの間について規定したものであり、開業準備期間中についての規定が見当たりませんので追記していただけないでしょうか。	回答No.88をご参照ください。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
90	事業契約書(案)	開業準備期間中の解除	36	79条	3					選定された事業者へのサービス購入費の増加額を増加費用及び追加費用とすることは、損害賠償の範囲として逸脱しており、新しいサービス購入費の価格に歯止めが利かなくなる恐れがあることから、事業者側に著しく不利益となるため、削除いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
91	事業契約書(案)	契約解除の場合における取扱い	36	第79条	3					本規定はあくまでも、貴市が貴市による支払額と事業者の負担すべき損害賠償額とを相殺できることを定めたものであり、実際には事業者側と事前に協議の上で決定されるもの、との理解で宜しいでしょうか。サービス購入費Bからの相殺は、金融機関にとって本事業への融資が可能か否かを判断する上で重要であることから、事業者との事前協議を行わずに即時に相殺することは避けて頂きたくお願いいたします。	回答No.86をご参照ください。
92	事業契約書(案)	維持管理・運営期間開始後の解除	36	第80条	1					「第13条に基づく履行保証保険の保険金等が支払われた場合には、当該保険金を当該違約金の支払いに充当する。」とありますが、第13条に規定される保証期間は「引渡しまでの間」となっており、不整合が生じています。第80条第1項に規定される違約金額について、維持管理・運営期間中も第13条第1項(1)号～(5)号と同様の方法で違約金の支払に充当することが可能との理解で宜しいでしょうか。	第80条第1項最終文を削除します。
93	事業契約書(案)	維持管理・運営期間開始後の解除	36	第80条	1					「福岡市は、第13条に基づく履行保証保険の保険金等が支払われた場合には、当該保険金を当該違約金の支払いに充当する。」とありますが、第13条の規定は給食センター及び学校配膳室の引渡しまでの間について規定したものであり、維持管理・運営期間中についての規定が見当たりませんので追記していただけないでしょうか。	回答No.88をご参照ください。
94	事業契約書(案)	契約解除の場合における取扱い	36	第80条	4					本規定はあくまでも、貴市が貴市による支払額と事業者の負担すべき損害賠償額とを相殺できることを定めたものであり、実際には事業者側と事前に協議の上で決定されるもの、との理解で宜しいでしょうか。サービス購入費Bからの相殺は、金融機関にとって本事業への融資が可能か否かを判断する上で重要であることから、事業者との事前協議を行わずに即時に相殺することは避けて頂きたくお願いいたします。	回答No.86をご参照ください。
95	事業契約書(案)	維持管理・運営期間開始後の解除	37	80条	4					選定された事業者へのサービス購入費の増加額を増加費用及び追加費用とすることは、損害賠償の範囲として逸脱しており、新しいサービス購入費の価格に歯止めが利かなくなる恐れがあることから、事業者側に著しく不利益となるため、削除いただけないでしょうか。	回答No.90をご参照ください。
96	事業契約書	維持管理・運営業務開始後の解除	37	9章	1節	80条	4項			“本事業を継続させるために必要な事業者の選定に要した合理的な費用”は、アドバイザーや弁護士への委託に要した費用と、金額のレベル感についてある程度の想定が可能ですが、「選定された事業者に支払うべき事業費の、対応する業務にかかるサービス購入費と比べての増加額は、第一文にいう増加費用及び損害と推定する。」については、当該増加額を一定の合理性をもって予測することが事実上不可能であり、かかる事態に対する予めの備えを検討することさえ出来ないことから、事業者(当初)側のリスク負担の範囲とすることは、PFI事業として著しく不合理です。したがって当該最終文は削除されるべきと考えますが、貴市のお考えをお聞かせ願います。また、万が一削除できない場合においても、増加額が予測不可能な点を解消すべく合理的な増加を物価変動の範囲に留めるなど、なにかしらの基準をお示しく下さい。	原案のとおりとします。
97	事業契約書(案)	維持管理・運営期間開始後の解除	37	80条	7					事由の如何を問わず、事業者利益は当然にして事業者側に帰属するものであるため、「当該利益の取扱いについて、福岡市は、事業者に協議を申し入れることができる」を「当該利益は事業者に帰属する」に修正いただけないでしょうか。また、協議とはどのような内容を想定されているのでしょうか。	回答No.87をご参照ください。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
98	事業契約書(案)	開業準備期間開始前の解除	37	第81条						本条以降に規定されている、契約が途中で解除された場合の支払に関して、サービス購入費Bに該当する費用については、事業が行われている場合と同様に15年間の割賦払いとなるのでしょうか。	分割払いとする場合は、当初と同様の期間での支払いを想定しています。
99	事業契約書(案)	開業準備期間開始前の解除	37	第81条	1					第三者評価方式での査定を求める場合は、福岡市の査定額に異議がある場合が想定されますので、第三者評価方式の採用を事業者と福岡市との合意によるのではなく、「事業者が福岡市の査定額に異議があるときには、第三者評価方式を採用する。」と修正していただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
100	事業契約書(案)	開業準備期間開始前の解除	38	81条	5					増加費用及び損害につき、「第1項の支払額」の記載から当該支払金額以下の費用は支払われないとの誤解を生む可能性があるため、「第1項の支払額を超過して」を「第1項の支払額とは別に」に修正いただけないでしょうか。	「第1項の支払額とは別に」に修正します。
101	事業契約書(案)	開業準備期間開始前の解除	38	第81条	5					「合理的な金融費用」には、金融機関に支払うことになる「ブレイクファンディングコスト」が含まれるのでしょうか。(第82条～第86条に同じ。)	合理的と判断される増加費用については含まれます。
102	事業契約書(案)	開業準備期間中の解除	38	82条	1					未払いのサービス購入費C(学校配膳室改修)及びD(開業準備)についても業務完了済かつ未払いの部分についてお支払いいただけるの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	事業契約書(案)	開業準備期間中の解除	38	82条	5					本項は、貴市によるサービス購入費の支払いがなされないなど、貴市帰責による解除時の規定であり、当該協力に係る費用をご負担いただくのは極めて難しい状況と考えます。つきましては、本項を削除いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
104	事業契約書(案)	開業準備期間中の解除	38	82条	6					増加費用及び損害につき、「第1項の支払額」の記載から当該支払金額以下の費用は支払われないとの誤解を生む可能性があるため、「第1項の支払額を超過して」を「第1項の支払額とは別に」に修正いただけないでしょうか。	回答No.100をご参照ください。
105	事業契約書(案)	開業準備期間中の解除	38	82条	7					事由の如何を問わず、事業者利益は、当然にして事業者側に帰属するものであり、かつ、本項は貴市の責めに帰すべき事由による解除の場合の規定ですので、本項は削除いただけないでしょうか。また、協議とはどのような内容を想定されているのでしょうか。	原案のとおりとします。
106	事業契約書(案)	維持管理・運営期間開始後の解除	39	83条	1					未払いのサービス購入費C(学校配膳室改修)及びD(開業準備)についても業務完了済かつ未払いの部分についてお支払いいただけるの理解でよろしいでしょうか。	回答No.102をご参照ください。
107	事業契約書(案)	維持管理・運営期間開始後の解除	39	83条	7					本項は、貴市によるサービス購入費の支払いがなされないなど、貴市帰責による解除時の規定であり、当該協力に係る費用をご負担いただくのは極めて難しい状況と考えます。つきましては、本項を削除いただけないでしょうか。	回答No.103をご参照ください。
108	事業契約書(案)	維持管理・運営期間開始後の解除	39	83条	8					増加費用及び損害につき、「第1項及び第5項の支払額」の記載から当該支払金額以下の費用は支払われないとの誤解を生む可能性があるため、「第1項及び第5項の支払額を超過して」を「第1項及び第5項の支払額とは別に」に修正いただけないでしょうか。	「第1項及び第5項の支払額とは別に」に修正します。
109	事業契約書(案)	維持管理・運営期間開始後の解除	39	83条	9					事由の如何を問わず、事業者利益は、当然にして事業者側に帰属するものであり、かつ、本項は貴市の責めに帰すべき事由による解除の場合の規定ですので、本項は削除いただけないでしょうか。また、協議とはどのような内容を想定されているのでしょうか。	回答No.105をご参照ください。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
110	事業契約書(案)	開業準備期間開始前の解除	39	第84条	1					本条項に第81条第1項に記載されている「なお、・・・」という記載がないのは、なぜでしょうか。	「なお、第三者評価方式を採用する場合の第三者の決定にあたって、福岡市及び事業者は、合理的な理由なく合意を留保できない。」を追加します。
111	事業契約書	開業準備期間開始前の解除	39	9章	3節	84条	3項			事業者の帰責事由による解除の場合の取扱いについては理解いたしますが(第78条第4項)、本項は法令変更・不可抗力による解除にかかる規定であり、それにもかかわらず金利が付されないのは著しく不合理であり、ご再考願います。	原案のとおりとします。
112	事業契約書(案)	協議及び増加費用の負担等	42	第87条						本条は「協議及び増加費用の負担等」というタイトルですが、本条には「増加費用の負担」についての規定はございませんので、その記載は不要ではないでしょうか。	タイトルを「法令の変更」に修正します。
113	事業契約書(案)	法令変更による費用・損害の扱い	42	10	88	(1)				法令変更時に福岡市が増加費用及び損害を負担する場合について。福岡市が増加費用及び損害を負担するケースとして『学校給食センターの整備及び維持管理・運営に関する法令変更。ただし学校給食センターの整備及び維持管理・運営に関する事業以外の事業にも適用されるものは除く』となっておりますが、該当部分の「ただし」以下を削除して頂き、『学校給食センターの整備及び維持管理・運営に影響を及ぼす法令変更』との記載に変更頂くことをご検討頂けないでしょうか？	原案のとおりとします。
114	事業契約書(案)	法令の変更による費用・損害の扱い	42	第88条	1					「事業者の逸失利益にかかる増加費用並びに損害」とは、単に「事業者の逸失利益」という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	事業契約書(案)	法令の変更による費用・損害の扱い	42	第88条	1	(1)				「学校給食センターの整備及び維持管理・運営に関する法令」と「当該法令のうち、学校給食センターの整備及び維持管理・運営に関する事業以外の事業にも適用されるもの」について、具体的な法令があればご教示ください。	消防法等を想定しておりますが、これに限られません。
116	事業契約書(案)	施設整備費元本額	43	11		90	(1)			事業者が負担する施設整備費元本額の100分の1の「施設整備費元本額」の定義をご教示下さい。	「サービス購入費A、サービス購入費Bの元本額及びサービス購入費Cの合計の100分の1」に修正します。
117	事業契約書(案)	不可抗力による増加費用・損害の扱い	43	第90条	1	(1)				「施設整備費」について、定義していただきますようお願いいたします。	回答No.116をご参照ください。
118	事業契約書(案)	不可抗力による増加費用・損害の扱い	43	第90条	1	(1)				事業契約書(案)第90条(1)の施設整備費元本額とは、別紙2(P52)の元本額をさすのでしょうか。	回答No.116をご参照ください。
119	事業契約書(案)	不可抗力による増加費用・損害の扱い	43	第90条	1	(1)				「施設整備費元本額」とは、「サービス購入費Aとサービス購入費Bの元本額の合計額」という解釈でよろしいでしょうか。	回答No.116をご参照ください。
120	事業契約書(案)	維持管理・運営業務等サービス購入費	43	11		90	(2)			事業者が負担する維持管理・運営業務等サービス購入費年平均額の100分の1の「維持管理・運営業務等サービス購入費」の定義をご教示下さい。	「当該不可抗力が発生した事業年度の前年度のサービス購入費E及びサービス購入費Fの合計(初年度に解除された場合は、サービス購入費D並びに契約締結時点での初年度のサービス購入費E及びサービス購入費Fの合計)の100分の1」に修正します。
121	事業契約書(案)	不可抗力による増加費用・損害の扱い	43	90	1	(2)				・「維持管理・運営業務等サービス購入年平均額」は、サービス購入費E、F及びGを指しているとの理解でよいでしょうか。 ・また平均額とは、全期間(15年)の予定のサービス購入費の年平均との理解でよいでしょうか。	回答No.120をご参照ください。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
122	事業契約書(案)	第三者の責に帰すべき事由による各施設の損害	43	91条	1					第三者に対する損害賠償請求について、施設所有者でない事業者には請求権の根拠がなく、責任をもって行うことができません。所有者であり、かつ、実際に損害を被った貴市の責任及び費用負担にて行うべきではないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、各施設の引渡後については、市の責任及び費用負担において行う旨に修正します。
123	事業契約書(案)	第三者の責めに帰すべき事由による各施設の損害	43	第91条	1					第三者の責に帰すべき事由により各施設に損害が生じた場合には、事業者の責任と費用負担において損害賠償請求等を行います。仮に訴訟等になった場合、本条項が適用される時点では事業者側に所有権がないため、所有者である福岡市が事業者と協力していただけるという理解でよろしいでしょうか。	回答No.122をご参照ください。
124	事業契約書(案)	第三者の責に帰すべき事由による各施設の損害	43	第91条	2					「やむを得ない事由」には、帰責第三者は判明しているが、当該第三者から賠償の全部又は一部を受けられないときを含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	事業契約書(案)	第三者の責に帰すべき事由による各施設の損害	44	91条	5					要求水準書に適合させるために要する費用が100%支払われない可能性があるため、本項の「(当該費用のうち通常生ずべきものに係る額に限る。)」は削除いただけないでしょうか。また、通常生じないものとして何を想定されていらっしゃるのか具体的にご教示いただけないでしょうか。	通常生ずる額を超える費用を市が負担することは想定しておりませんので、原案のとおりとします。
126	事業契約書(案)	知的財産権等	44	第92条	1					福岡市の裁量により無償で利用する権利を有する…となっていますが、提案内容、設計等は、事業者のノウハウが詰まっています。また、前記を上げるために過大な経費がかかっています。無償で他の事業で流用される等の危険を防止するため、「事業者固有の技術等に関する事項を福岡市が使用するに際しては、事業者と協議を行うものとする」と加筆願えないでしょうか。	「事業者固有の技術等に関する事項を福岡市が使用するに際しては、事業者と協議を行うものとする」を追加します。
127	事業契約書(案)	事業者が第三者と締結する損害賠償額の予定等	45	97条						「通常生ずべきもの」について具体的にご教示いただけないでしょうか。また、当該金額は実費にてお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	「通常生ずべきもの」に該当するか否かは、個別具体的な事情に応じた判断となります。「通常生ずべきもの」に該当しない場合には実費全額を支払わないこともあり得ます。
128	事業契約書(案)	公租公課の負担	45	第95条	2					「消費税」の定義規定がありませんが、「消費税」とは、地方消費税を含み、かつ、消費税関係法令に基づき適用される税率のものをいうという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、「消費税及び地方消費税」に修正します。
129	事業契約書(案)	経営状況の報告	45	第96条	1					事業年度の初年度について、定義していただきますようお願いいたします。	定義を追加します。
130	事業契約書(案)	経営状況の報告	45	第96条	2					初年度の取扱いについて、規定していただきますようお願いいたします。	初年度の取扱いについて、規定を追加します。
131	事業契約書(案)	個人情報保護	46	第100条	8					「変換する」は、「返還する」の誤りではないでしょうか。	「返還する」に修正します。
132	事業契約書(案)	別紙1	49							本事業で整備される給食センター及び学校配膳室に対して、貴市は建物総合損害共済に加入される(貴市が加入されている建物総合損害共済の対象となる)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
133	事業契約書(案)	別紙1	49							本事業で整備される給食センター及び学校配膳室に対して、事業者は「火災保険」を付保する必要は無いとの理解でよろしいでしょうか。	火災等の災害時において発生した損害額等についてはリスク分担を踏まえ、市、事業者または第三者が過失割合に応じて弁済することとなります。したがって、本市においては当施設について、社団法人全国市有物件災害共済会の「建物総合損害共済事業」に加入する予定としておりますが、当該共済により保障出来ない範囲については、事業者による負担の可能性もありますので、事業者自身において火災保険の付与により補填することも考えられます。なお、保険金額である共済責任額は建築当時の価格で設定し、その後の見直しは行いませんので、期間が経過するほど実際の火災の際に支払われる災害共済金は少なくなることになる可能性がありますので留意してください。
134	事業契約書(案)	開業準備期間及び維持管理・運営期間中の保険	50	別紙1	2					開業準備期間及び維持管理・運営期間中の保険として火災保険の付保は必要ないのでしょうか。	回答No.133をご参照ください。
135	事業契約書(案)	別紙2 サービス購入費の構成	51		1	(1)				・事前配送及び配膳室業務の支払について、平成25年度の改修以降、維持管理・運営開始日までとした場合、想定される支払日は、平成25年11月から平成26年11月までの全5回との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	事業契約書(案)	サービス購入費の構成	51	別紙2	1	(1)				「平成25年度に学校配膳室を改修する配送対象校への配送及び学校配膳室業務については、改修後の給食開始日から事業者の業務」とありますが、事業契約書(案)のP.22第45条の2では「維持管理・運営開始日まで、自らの責任と費用負担において、～業務を行う。」とあり、P.51別紙2では「業務期間中に四半期毎に支払う」となっており、センターの維持管理・運営開始日(平成26年9月1日)までのサービス購入費は、センターの維持管理・運営開始日前に支払われるのでしょうか、それともセンターの維持管理・運営期間中に発生するのでしょうか。	入札説明書回答No.8をご参照ください。
137	事業契約書(案)	別紙2(交付金)	52	1	(2)	イ				サービス購入費Aについては、交付金相当額(189,530千円)に別途消費税が加算されて支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	サービス購入費Aは交付金相当額であり、消費税等は加算しません。
138	事業契約書(案)	別紙2	52	1	(2)	イ				交付金相当額189,530千円には、消費税・地方消費税は含まれていないものと理解してよろしいでしょうか。	回答No.137をご参照ください。
139	事業契約書(案)	別紙2	52	1	(2)	イ				交付金相当額189,530千円とありますが、提案書様式に記載するサービス購入費Aは、当該金額を記載するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	事業契約書(案)	別紙2 サービス購入費A	52		1	(2)	イ			・一時払となるサービス購入費Aは、平成26年度として想定される交付金相当額のみとの理解でよいでしょうか。 ・また、平成26年度の交付金も、平成23年度並の水準となる見込みとの理解でよいでしょうか。(大幅に交付金が増加する等の想定は、現時点ではないとの理解でよいでしょうか。)	一点目については、ご理解のとおりです。 二点目については、交付金制度については国の施策によることとなりますので、今後の状況については何ら見解が出せるものではありません。あくまで入札金額の算定用として契約書(案)別紙2の交付金相当額を使用してください。
141	事業契約書(案)	サービス購入費A	52	別紙2	1	(2)	イ			事業契約書(案)別紙2 1(2)イ サービス購入費Aについて、平成23年度の交付金基準を元に算定し、実際は平成26年度の基準額により算定とありますが、どの程度の変動可能性がありますでしょうか?もしくは、具体的な算出基準をご教授ください。	質問No.140をご参照ください。なお、今回の交付金相当額の算出にあたっては、文部科学省:学校施設環境改善交付金交付要綱及びそれに基づく通知等をもとに算出しています。(交付金算定に用いる基準単価を202,100円/㎡とする。)
142	事業契約書(案)	別紙2(基準金利)	52	1	(2)	ウ				入札用の基準金利の公表は何日となる予定でしょうか。	「入札書類第二次審査様式集:様式G-1」に記載のとおり、平成24年7月2日(金融機関の営業日でない場合は翌営業日)を基準日とします。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
143	事業契約書(案)	別紙2(支払日)	52	1	(2)	ウ				末日とありますが、当該日が「銀行営業日」ではない場合は、同月内、つまり「前銀行営業日」となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	事業契約書(案)	別紙2	52	1	(2)	ウ				元本額は、「給食センターの設計・建設に係る対価からサービス購入費Aを控除した額」とありますが、給食センターの設計・建設に係る対価から「割賦手数料」及び「サービス購入費A」(189,530千円)を控除した額と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	事業契約書(案)	別紙2	52	1	(2)	ウ				金利計算方法について、「各回の支払(初回を含む)」とありますが、初回の元利金等返済額にも期間3ヶ月分の金利が含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	「各回の支払において、期間3ヶ月(0.25年)後取として計算する。なお、初回については、給食センター完工予定日の翌日から初回支払までの期間により計算する。」に修正します。
146	事業契約書(案)	サービス購入費B(割賦払い)	52	別紙2	1	(2)	ウ			金利計算方法は、「各回の支払(初回を含む)」において、期間3ヶ月(0.25年)後取として計算する。」と記載されていますが、第1回の平成26年8月末日の支払金利も元金に対して3ヶ月分の金利計算をされるとの理解でよろしいでしょうか。	回答No.145をご参照ください。
147	事業契約書(案)	別紙2(基準金利)	52	1	(2)	ウ				サービス購入費Bの基準金利につき、「6ヶ月LIBORベース10年物」とありますが、事業期間が約15年間かつ貴市の支払が3ヵ月毎のため、「3ヵ月LIBORベース15年物」が適切かと思いますがいかがでしょうか。	基準金利を「6ヵ月LIBORベース15年物(円-円)金利スワップレート」に変更します。
148	事業契約書(案)	別紙2	52	1	(2)	ウ				基準金利は、TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6ヶ月LIBORベース10年物(円-円)金利スワップレートとありますが、10年後の金利見直しは行われないのでしょうか。(10年物の金利で、事業期間終了まで固定金利で支払うとの想定でしょうか)	回答No.147をご参照ください。なお、引渡が完了する日の2営業日前の基準金利確定以降の金利の見直しは想定していません。
149	事業契約書(案)	サービス購入費B	52		1	(2)	ウ			サービス購入費Bの基準金利について。TSR6ヶ月LIBORベース10年物金利スワップレートを基準金利としていますが、本件の事業期間は15年ですので、『6ヶ月LIBORベース15年物金利スワップレート』もしくは『6ヶ月LIBORベース10年物金利スワップレート』及び「6ヶ月LIBORベース5年物金利スワップレート(2回目の改定時)」が基準金利となるのではないのでしょうか？他事例を見ますと事業期間と基準金利の年限は合致していると思いますが、今回10年物を基準金利とされる理由をご教示頂ければ幸いです。	回答No.147をご参照ください。
150	事業契約書	サービス購入費B(割賦払い)	52	別紙2	1	(2)	ウ			基準金利としてベース10年物(円-円)金利スワップレートを使用するとしており、維持管理・運営期間の15年と比較して5年の金利ギャップが生じている。当該金利ギャップは、金融機関が対応できない、もしくは不必要にスプレッドの拡大を招き、福岡市、事業者双方にメリットがないことから、15年物金利スワップレートの使用を検討いただきたい。	回答No.147をご参照ください。
151	事業契約書(案)	別紙2 サービス購入費B	52		1	(2)	ウ			基準金利は「10年物(円-円)金利スワップレート」となっておりますが、割賦期間は15年となっております。期中、金利の見直しはなされないとの理解でよいでしょうか。	回答No.148をご参照ください。
152	事業契約書(案)	サービス購入費B(割賦払い)	52	別紙2	1	(2)	ウ			提案書提出後、基準金利の改定は、給食センターの引渡が完了する日の2営業日前の1回で、10年後の改定はないとの理解でよろしいでしょうか。	回答No.148をご参照ください。
153	事業契約書(案)	別紙2(サービス購入費C)	53	1	(3)					サービス購入費Cについては、学校配膳室の引渡し後、「年度毎」(平成25年度に改修したもののについては平成25年度、それ以外については平成26年度)に支払われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
154	事業契約書(案)	別紙2(サービス購入費C)	53	1	(3)					「割賦手数料」の項目がありますが、一括での支払となるため、割賦金利はかからないのではないのでしょうか。	「割賦手数料」は削除します。
155	事業契約書(案)	別紙2	53	1	(3)					サービス購入費Cにも「割賦手数料」が含まれるのでしょうか。(含まれる場合、サービス購入費Cに適用される割賦手数料の諸条件についてご指示下さい。)	回答No.154をご参照ください。
156	事業契約書(案)	別紙2 サービス購入費C	53		1	(3)				サービス購入費Cは一括払にて支払いとなっていますので、割賦手数料は発生しないのではないのでしょうか。	回答No.154をご参照ください。
157	事業契約書(案)	別紙2(開業準備に係る対価)	53	1	(4)					広報資料の作成業務は、要求水準書p.40の開業準備業務には含まれていますが、事業契約書(案)p.53のサービス購入費D(開業準備に係る対価)には含まれていません。広報資料の作成業務には年1回の原版データ更新業務が含まれる(開業準備期間中には完了しない)ため、開業準備業務に含めるのは適切ではないと考えますが、いかがでしょうか。	広報資料の作成業務(データ更新を除く)は開業準備業務に含むものとし、データ更新作業は運営業務に含むものとします。
158	事業契約書(案)別紙2	事業者の検食用食数	55		1	(5)	エ	②		サービス対価Eの固定料金部分に含まれる事業者の検食用食数には、要求水準で事業者に求められている業務従事者の給食の喫食数も含まれているとの理解で宜しいのでしょうか。	業務従事者の喫食数はサービス購入費の算定対象には含まれません。事業者による検食用食数は要求水準書P58. V. 3. (3)アに定める分となります。
159	事業契約書(案)	提供給食数の定義	別紙2	1		(5)	エ	②		サービス対価E(固定料金部分)に含まれるものとして「市の検食用・事業者の検食用」がありますが、「配膳サンプル用」と「学校長検食用」に使用する分も同様に換算してよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	事業契約書(案)別紙2	サービス購入費の見直し範囲	55		1	(5)	エ	③		提供クラス数が増加するなど食缶等の什器備品等を新たに調達する必要がある場合について行われるサービス購入費の見直し協議の対象には、サービス購入費Fのみではなく、サービス購入費E(固定料金)も含むのが妥当ではないのでしょうか。	見直し協議の対象を「サービス購入費E及びサービス購入費F」に修正します。
161	事業契約書	サービス購入費の支払方法	56	別紙2	2	(1)				30日以内に到来する任意の日とは、何時を予定していますか。	請求書及び支払い関係書類を受領し、市がその内容について確認・審査し、適正と判断した上で、銀行からの支払い手続きを行うまでの一連の日数を30日以内と設定しています。したがって、具体的な予定は分かりません。
162	事業契約書(案)別紙2	四半期業務報告書	57		2	(5)				「市は、事業者から四半期業務報告書の提出を受け…」とありますが、事業契約書(案)第45条の4及び第55条では業務報告書は、業務日誌、月報、年間報告書及びセルフモニタリング報告書と定義しており「四半期業務報告書」は含まれていません。また、別紙3の1(4)事業者からの業務報告書の中にも「四半期業務報告書」は含まれていません。四半期に一度、事業者は四半期業務報告書を別途作成し提出する必要があるのでしょうか。	「市は、事業者から毎月、月報及びセルフモニタリング報告書の提出を受け、四半期に一度、業務状況の良否を判断し、四半期最終月の月報及びセルフモニタリング報告書の受領後10日以内に事業者へモニタリング結果を通知する。」に修正します。
163	事業契約書(案)	別紙2 サービス購入費の算出方法及びサービス購入費の支払方法	57	別紙	2	(5)				「サービス購入費E及びF」 本規定によると、例えば9月期について、10月上旬に事業者が業務報告書を提出し、その10日後にモニタリングの結果の通知を受け、すぐに請求書を提出した場合、11月中旬にはサービス購入費が支払われるものと理解されます。 一方、P54「イ サービス購入費E」の支払方法の例示においては、各四半期の翌々月末日が支払日であることになっています。 実際の支払は、本項の規定が適用されるとの理解でよろしいのでしょうか。	回答No.161のとおり、請求書受領後30日以内に支払を行います。事業契約書(案)P54の例示については、末日までを最終期限とするものとご理解ください。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
164	事業契約書(案)	別紙2 サービス購入費の算出方法及びサービス購入費の支払方法	57	別紙2	2	(5)				「サービス購入費E及びF」事業者は「四半期業務報告書」を提出することとされていますが、第55条の業務報告には「四半期業務報告書」の提出は規定されておりません。月報、年間報告書のほか、四半期業務報告書の提出も必要になるのでしょうか。また、提出が必要になる場合の提出期限は、他の報告書と同様、四半期終了後7日以内ということになるのでしょうか。	回答No.162をご参照ください。
165	事業契約書(案)	別紙2(サービス購入費の改定)	57	3	(1)					サービス購入費Aも物価変動に伴う改定の対象としていただけないでしょうか。なお、実際の変動額については、施設整備費全体を対象としサービス購入費Bにてサービス購入費Aの物価変動分も飲み込めるような算式に改定していただけないでしょうか。	サービス購入費Aの改定は行いませんが、ご指摘のとおり、サービス購入費Bの改定においてサービス購入費Aの物価変動分も考慮した算式に修正します。
166	事業契約書(案)	別紙2(サービス購入費の改定)	57	3	(2)					「物価変動前の起点」は、事業者が見積算定を行った時期となる「入札時点」での価格とするのが合理的ではないでしょうか。また、貴市と事業者のお互いのリスク軽減のために着工後の物価変動についてもご検討いただけないでしょうか。	ご質問の起点及び着工後の物価変動の取扱いは、原案のとおりとします。
167	事業契約書(案)	別紙2(金利変動に伴う改定)	58	3	(2)	イ				建設期間中の金利変動とは何を指しますか。	提案時の基準金利と給食センターの引渡が完了する日の2営業日前の基準金利との変動を示します。
168	事業契約書(案) 別紙2	サービス購入費Dの改定	58		3	(4)				物価変動にともなうサービス購入費Dの改定は行わないとのことですが、電力供給問題や天候不順等の理由から、開業準備期間中の光熱水費や調理リハーサル食材の価格を想定するとは大変困難と思われる。サービス購入費Dについても物価変動に伴う改定を検討して頂けませんでしょうか。	ご指摘を踏まえ、サービス購入費Dも物価変動にともなう改定を行う旨に修正します。
169	事業契約書(案)	別紙3 モニタリング及びサービス購入費の減額	62	別紙3	1	(4)				「事業者からの業務報告書の提出」7日までに報告書を提出することになっていますが、7日が休日の場合の取り扱いについてご教示ください。	休日の場合にはその翌平日までとします。
170	事業契約書(案)	優れたサービスが提供された場合の措置	別紙3		3					優れたサービスが提供された場合の措置は、減額ポイントの救済措置を目的とする認識ですが、減額されるような事態がなければ、発動されない措置との理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	事業契約書(案) 別紙3		65		4	(4)				悪天候(降雪や台風等)、第三者による交通事故等による道路状況や交通規制により給食が指定時刻までに配送されなかった場合は、やむを得ない事由又は明らかに事業者の責めに帰さない事由に該当するとの理解で宜しいでしょうか。	個別具体の事象に応じて判断します。なお、ご質問で例示されている”悪天候、第三者による交通事故等による道路状況や交通規制”についても程度により、やむを得ない事由又は明らかに事業者の責めに帰さない事由に該当しないものもあると考えます。
172	事業契約書(案)	様式1 土地使用貸借契約	68	様式1	第10条	2				「本件物件」は「本件土地」の誤りであると存じます。	「本件土地」に修正します。
173	事業契約書(案)	様式1 土地使用貸借契約	68	様式1	第12条	1				「事業契約が解除その他の理由で期間満了前に終了した場合において」とありますが、本使用貸借契約の契約期間は給食センターの完工までですので、「事業契約が解除その他の理由で第3条に基づく貸付期間の満了前に終了した場合において」とした方がよろしいのではないのでしょうか。	ご指摘の踏まえ、修正します。

入札説明書等に係る質問書に対する回答

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①		
1	要求水準書	災害時危機管理への熱源組み合わせ対応	1	I	2	(1)			災害時危機管理への熱源組み合わせ対応については電気とガスの組み合わせとといったインフラの二重化が必須と考えていいのでしょうか。	全ての設備に対するインフラ二重化措置によるコスト増を鑑みると、必須とまで想定する必要はないかと考えます。よって、当該地における地理的・地域的特性を踏まえ、想定しうる災害に対して必要と考える災害時機能維持の考え方を様式C-3に示してください。
2	要求水準書	災害時危機管理への熱源組み合わせ対応	1	I	2	(1)			どんな災害時でも熱源が稼働できる状態を確保しなければならないと考えていいのでしょうか。	回答No.1をご参照ください。
3	要求水準書	学校配膳室の混雑理由	2	I	2	(5)			本事業の基本理念(5)の中に「学校配膳室の改修による混雑解消」があげられていますが、現在どのような理由で「混雑」が発生しているのか、また改修によりどのような「混雑」を解消することを狙っているのかご教示下さい。	混雑理由としては、 ・一斉に複数クラスが配膳室に集中すること ・取りに行く動線と出て行く動線が錯綜すること などが挙げられます。 混雑解消として、 ・配膳室内の階段を撤去することによる子どもたちの安全かつスムーズな移動 ・出入口の間口を広げることで滞留防止 などを狙っています。
4	要求水準書	残渣の再生利用	2	I	2	(6)			残渣の再生利用は市側業務と理解しておりますが、事業者に求められる残渣の再生利用に関する業務がありましたら具体的にご教示下さい。	要求水準書P61等に示す施設内の残渣等処理業務の円滑な遂行を基本的には求めております。 なお、再生利用に関する提案について拒むものではありません。
5	要求水準書	知的障がい特別支援学校給食献立等の改善	2	I	2				「栄養相談、栄養指導の実施」とありますが、市と事業者の業務分担について、具体的にどのような想定をされていますでしょうか。	ご質問の部分に関しては、市の業務としております。
6	要求水準書	遵守すべき法規制等	4	II	2			ラ	その他関連法規、条例等とありますが、関連する法規、条例はア～ヨ以外で、わかっているものがありましたら、ご指示ください。	現状、追加でお示しする法規、条例等はございませんが、事業者において熟慮してください。
7	要求水準書	地盤状況	6	II	4	(5)		キ	計画地の土質関連資料として「参考資料6」としてボーリング柱状図のみが公表されておりますが、基礎構造の詳細な設計を行うためには液状化判定が必要です。液状化判定結果をお示し下さい。調査が未済の場合は実施の上、ご公表頂けますでしょうか。	液状化判定等の調査は実施していません。事業者で必要な調査を実施してください。
8	要求水準書	特別支援学級の献立	7	II	5	(2)		イ	各中学校の特別支援学級の生徒の給食献立は、中学校の献立と同一の献立との理解で宜しいでしょうか。なお、特別支援学級の給食、配膳等に関して、本事業で事業者求められる特別な事項がありましたらご教示下さい。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、学級の人数が少ないため、食缶等は適切な大きさを準備してください。
9	要求水準書	アレルギー対応食の個別生徒対応	7	II	5	(3)		ア ②	要求水準書(案)に関する質問書に対する回答No.18から、アレルギー対応食の個別生徒専用のランチジャー及び個別食器セットは個人専用とすると理解できますが、同回答No.118ではアレルギー食の食器については、規格や洗浄時の取扱いともに、一般食と同じ扱いとの回答もあります。アレルギー対応食配膳の場合は、食器までも個別生徒対応(個別生徒専用)とするのでしょうか。	アレルギー対応の食器については、個人専用のものではなく、一般食と同様の取扱いで構いません。ただし、個別生徒用のランチジャーと食器をセットにして配送してください。
10	要求水準書	施設概要	7	II	5	(2)		イ	表II-3と参考資料24 クラス数・合計人員ともに差異が見受けられます。	参考資料24は職員を含んだ数字であることや、表II-3とでは時点が異なるなどの理由により必ずしも数字が一致しません。
11	要求水準書	献立方式等	7	II	5	(3)		ア ②	個人専用のランチジャー及び食器セットをBOXにて配送するなどありますが、アレルギー対応食は個人専用食器となるのでしょうか。	回答No.9をご参照ください

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①		
12	要求水準書	献立方式等	7	II	5	(3)	イ	①	特別支援学校の献立は中学校とは別の専用献立と記載されています。入札説明書には中学校に準拠した専用献立と記載されており、また資料12-1献立例も中学校に準拠していると思われます。献立は中学校に準拠した専用献立という理解でよろしいでしょうか。	特別支援学校の献立は、中学校に準拠した献立としますが、一部献立を変更したり、食材料を変更したりします。また、材料の重量、切り方、大きさ、調味の方法など中学校と異なることがあります。したがって、一つの釜でこれらの献立を同時に調理することは原則として不可とします。
13	要求水準書	特別支援学校献立方式について	7	II	5	(3)	イ	①	中学校とは別の専用献立で…とありますが中学校・特別支援学校合計で3献立ということになるのでしょうか。	ご理解のとおりですが、考え方は回答No.12をご参照ください。
14	要求水準書	献立方式等	7	II	5	(3)	イ	①	特別支援学校の献立について、「中学校とは別の専用献立で、副食3品とする」とありますが、新センターの想定献立では「中学校の献立A」と同じかと思えます。これは、同献立であっても使用食材に違いがあるとの認識で宜しいでしょうか。	特別支援学校の献立は中学校の献立に準拠しますが、献立が変更になることがあります。また、ご理解のとおり、同じ献立で食材が異なる場合もあります。
15	要求水準書	献立方式等	8	II	5	(3)	イ	②	「小学校低学年～中・高学部」の4通りの量の違いをご教示下さい。	給食センターで調理するおかずについて、重量で配缶するものは、差をつけて提供します。提供量は中高等部を基準とし、小学部高学年は9割、小学部中学年は8.5割、小学部低学年は7.5で提供します。また、個付のおかずについては、栄養量によって、小学部の個数を変更する場合があります。
16	要求水準書	特別支援学校二次加工食の食器の個別生徒対応	8	II	5	(3)	イ	③	二次加工食を提供する生徒に対しては、個人専用のランチジャーに加えて、個人専用の食器をセットした個別対応を行うことが求められているのでしょうか。	食器は個人専用でなくても構いません。給食と一緒に一般の食器又はセンター管理の訓練用食器をセットにして提供することになります。
17	要求水準書	献立方式等	8	II	5	(3)	イ	④	「配送・配膳については、個人専用のランチジャー及び食器セットをBOXにて配送するなど…」とありますが、貴市で想定しているBOXの仕様等ありましたらお示し下さい。	特に想定はありません。かさばらず、保温性や携帯性、機能性等に優れた物をご提案ください。
18	要求水準書	献立方式等	8	II	5	(3)	イ	⑤	二次加工食とアレルギー対応食の複合について、どちらも細心の注意と労力が必要となると思われますので、二次加工食分のアレルギー対応は「卵」と「乳」程度の対応として頂くことはできませんでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
19	要求水準書	施設形態	8	II	5	(4)	エ		「アレルギー対応食材については専用の食品庫に保管する」とありますが、この場合の食品庫とは調味料や乾物等を収納するものとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。また、食材により適切な温度管理が必要です。
20	要求水準書	調理設備	8	II	5	(5)	イ		炊飯器を設置するとありますが何食程度でしょうか。	最大100食程度と考えております。なお、アレルギー対応のうち、アレルギー8種対応の区分については、小麦アレルギー対象者以外への対応を柔軟に行うため、主食については①通常献立同様に炊飯センター及びパン工場からの配送(給食センターでの対応はなし)、または②毎回給食センターにおいて麦なしご飯を炊飯して副食と合わせてランチジャーで配送、の2パターンからの選択を考えています。
21	要求水準書	調理設備	8	II	5	(5)	イ		「特別支援学校二次加工食対応のうち米飯加工対応分」はすべて麦なしの米飯でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	要求水準書	停電時等における円滑な熱源供給の確保に配慮する	9	II	6	(3)	イ		停電とはどの程度の時間を考慮すればいいのでしょうか。	停電に限らず、ガスや重油等について、学校給食の円滑な提供に影響を及ぼさない様、考慮してください。また、「一般エリア:甲類相当」「給食エリア:乙類相当」(「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」参照)を設備計画へ考慮してご提案ください。
23	要求水準書	機能性に関する基本的要件	9	II	6	(4)	ア		ユニバーサルシティ福岡の考え方について具体的な指針があれば御教授ください。	福岡市ホームページ( <a href="http://www.city.fukuoka.lg.jp/ucf/index.html">http://www.city.fukuoka.lg.jp/ucf/index.html</a> )を参照してください。
24	要求水準書	周辺環境保全に関する基本的要件	9	II	6	(1)	イ		「住宅都市局都市景観担当部署と協議しながら検討を進めること」が追加されていますが、各参加者個別に協議の場を設けていくことになるのでしょうか。また、担当窓口(連絡先等)は直接、住宅都市局都市景観担当部署でよろしいでしょうか。	事業契約締結後、事業者により直接担当部署と協議を行ってください。
25	要求水準書	周辺環境保全	9	II	6	(1)	キ		「福岡市環境影響評価条例」に準じ、方法書に変わるものを添付とありますが、様式等の指定はございますでしょうか。	所定の様式は、ございません。方法書に記載する項目は、「福岡市環境影響評価技術指針」を参考とさせていただきます。

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答	
			頁	I	1	(1)	ア	①			a
26	要求水準書	福岡市環境影響評価条例	9	II	6	(1)	キ		「方法書に変わるものを添付するなどの対応に努めること。」とありますが、提案書に添付するのでしょうか。その場合、様式・枚数などの制限はありますでしょうか。もしくは、選定後の設計業務としての対応を求められているのでしょうか。	回答No.25をご参照ください。	
27	要求水準書	施設形態	10	II	5	(4)	エ		アレルギー対応食材については専用の食品庫に保管するとなっているが、納品についても別納品と考えて良いか確認いたします。	アレルギー対応食材の納品については、必ずしも別納品ではなく、他の食材と一緒に納品されることもあります。	
28	要求水準書	良好な作業環境	10	II	6	(4)	オ		「良好な作業環境に配慮するため、低周波等の非可聴域も含め、必要な遮音・減音措置を行う」と有りますが、今まで福岡市で低周波等による苦情発生の原因となった事象は、どのようなものがありますか。	把握しておりません。	
29	要求水準書	ゾーニング計画	10	II	6	(6)	ア	①	c	荷さばき・廃棄物車がバックを必要としない動線の配置とはプラットホームに後退にて接車しないということでしょうか。	プラットホームに後退にて接車することを制限するものではありません。バックによる切り直し等を必要としない構内幹線の車両動線を確保することご理解ください。
30	要求水準書	仕上げ計画	12	II	6	(6)	ウ	③	f	排煙室は、衛生上配慮すべき箇所については遮光パネルとありますが、衛生上配慮すべき場所とは給食エリア全般という解釈でしょうか。	ご理解のとおりです。
31	要求水準書	外構計画	12	II	6	(6)	エ	②	b	外部からの侵入を防ぐフェンスについて、高さのご指定はありますか。	高さの指定は特にありません。警備業務と併せて最適な提案をお願いします。
32	要求水準書	平面計画・断面計画	12	II	6	(6)	イ	③	d	二次加工食調理室とアレルギー専用調理室は生徒・児童毎の個別BOXによる配送方法と整合するように設置すると記載されていますがこれは症状が重なる場合個別BOXの移動を考慮して近接させるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	要求水準書	施設の耐用年数	13	II	6	(7)	ウ			「福岡市アセットマネジメント基本方針では70年であるが、施設の性格上、耐用年数を40年程度とする」と有りますが、40年とした理由をお教え下さい。	学校給食センターの施設性格上、40年使用を目処にその後の使用について抜本的に考える必要があるのではないかと考えているところですが、施設構造が40年で崩壊する程度の強度で構わないということではありません。
34	要求水準書	設備の耐震対策	13	II	6	(7)	イ	③		「耐震クラスを甲類とする」とありますが、災害時に機能維持を相当期間円る必要のある業務内容について御教授ください。	具体的な機能維持や業務内容については、事業者にてご提案ください。
35	要求水準書	設備計画における基本的要件	14	II	6	(8)	イ	①	b	集中管理パネルとは、照明・空調などが一画面で操作出来るものを指すのでしょうか。もしくは、電灯等の一括入切が一箇所でも可能なように各リモコン関係を集約した総合盤などを指すのでしょうか。	各リモコン関係を集約した総合盤以上の機能を有するものとしてください。
36	要求水準書	設備計画における基本的要件	14	II	6	(8)	イ	①	b	「一括管理を行う。」とありますが、使用電力量もパネルで管理を行うのでしょうか。	有効な運用方法を含め、提案によるものとします。
37	要求水準書	設備計画における基本的要件	14	II	6	(8)	イ	②	b	「ii. 使用電力量が簡易に確認出来るよう」とございますが、計量区分は用途によらず、市職員事務用とその他それぞれ一括で管理と考えて宜しいのでしょうか。電灯負荷や空調負荷などに分ける必要はございませんか。また、メーターの確認は市事務所で行うのでしょうか。	有効な運用方法を含め、提案によるものとします。
38	要求水準書	電源設備	14	II	6	(8)	イ	②	b	九州電力による計画停電が実施された場合の調理業務を想定する必要はあるでしょうか。計画停電時に厨房設備や空調設備等を一部でも可動させるためには、常用の自家用発電設備を整備するなど、多額のコストを見込む必要があるため質問させていただきました。	回答No.22をご参照ください。
39	要求水準書	設備計画における基本的要件	15	II	6	(8)	イ	②	i	調理場の場外への放送の対象者を御教授ください。	場外への放送は日常的な利用ではなく、非常時や緊急時等の利用を想定しています。
40	要求水準書	監視カメラ設備	15	II	6	(8)	イ	②	i	防犯カメラについては常時、施設出入口、建物周囲、出入口を監視出来る台数の設置が必要か確認したい。	監視は常時監視とします。設置台数については、建物や施設の形状によって異なることから、提案する施設計画を踏まえてご提案ください。
41	要求水準書	稼働時においても調理場内を湿度80%以下、温度25℃以下とする	16	II	5	(8)	ウ	②	a	この条件は具体的に調理場内のどのポイントと考えれば良いのでしょうか	事業者の提案によるものとしますが、室内でのバツキもある為、複数点での計測値平均等が考えられます。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
42	要求水準書	給水・給湯配管については防錆に配慮し、ステンレス管を用いること	16	II	5	(8)	ウ	②	b	ステンレス管の具体的管種はどのように考えればよいでしょうか。	事業者が提案する修繕計画を踏まえ、水道水質に応じて適切な管種を選定するものとします。
43	要求水準書	給水・給湯設備	16	II	6	(8)	ウ	②	b	給水・給湯管についてステンレス管の指定がございますが、施設建物内部に限定されると考えてよろしいでしょうか。もしくは水道本管から受水槽までも含めた敷地内の全てが対象となるでしょうか。	ステンレス管の指定は、建物内部は必須とし、その他の部分は事業者の提案によります。対象範囲を様式C-6に明記してください。
44	要求水準書	給水・給湯設備	16	II	6	(8)	ウ	②	b	水道使用量(受水槽容量)の算定の参考のために、既存給食センターでの水道仕様実績のデータを公表していただくことは可能でしょうか。	既存給食センターの実績は提供食数や運用方法が異なっており、本センターの参考になるとは考えにくいと、特段公表する必要性は無いものと考えます。
45	要求水準書	ボイラーについては、機器に投入する燃料の全部または一部に調理済み油を使用すること	16	II	5	(8)	ウ	②	c	調理使用済み油の成分はどのように考えればよいでしょうか。	平成20年に計測した性状について、「参考資料25 給食調理使用済み油の性状について」として追加して公表します。なお、調理油の使用回数は回答No.162により変更を考えております。
46	要求水準書	調理使用済み油の排出量は35,000リットル(平成22年度実績)程度を予定している	16	II	5	(8)	ウ	②	c	調理使用済み油の排出量は平成23年度以降、どのように推移すると考えればよいでしょうか。	「参考資料9 生徒数及び提供給食数の将来推計値」に一致して推移すると仮定してください。
47	要求水準書	ボイラー設備	16	II	6	(8)	ウ	②	c i	市が指定する使用量以外における熱源については事業者の提案によることは他の飲食施設より調理使用済み油の持込を可とするということでしょうか。	他の飲食施設からの調理使用済み油の持ち込みについては想定していません。
48	要求水準書	使用済み油の投入に関する遠心分離器の使用について	17	II	6	(8)	ウ	②	c	v 調理済み油を使用するボイラーへの油の投入にあたっては遠心分離器等の使用…とありますが必ず遠心分離器を使用しなければならないのでしょうか。(食用ろ過器では不可なのでしょうか。)	必ずしも遠心分離器の使用を義務づけるものではありませんが、ボイラーの安定稼働を鑑みて適正な機器選定に心掛けてください。
49	要求水準書	排水設備	17	II	6	(8)	ウ	②	d iii	専用の配管で、調理室外へ排出できる構造は蒸気の場合ボイラーに戻さず廃棄するというのでしょうか。	蒸気の場合、衛生面に支障がないと判断される箇所については、再利用も可とします。
50	要求水準書	昇降機設備	18	II	6	(8)	ウ	②	f	建物を2階建て以上として計画する場合は、車椅子対応エレベータ及び給食運搬用エレベータ等は別に設ける必要がありますでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	要求水準書	昇降機設備	18	II	6	(8)	ウ	②	f	給食運搬用エレベータ等を設置…とありますが食品用の給食を2Fにあげるためのダムウェーターでは不可なのでしょうか。	配膳作業員も一緒に2階に上がる想定ですので、エレベーターを設置してください。
52	要求水準書	洗浄・殺菌用機械・清掃器具収納設備	18	II	6	(8)	ウ	③	b	爪ブラシも消毒保管庫に収納しなければならないのでしょうか。	爪ブラシについては、塩素消毒後乾燥しやすい状態で、衛生的に保管してください。よって、必ずしも保管庫でなくても結構です。
53	要求水準書	洗浄・殺菌用機械・清掃器具収納設備	18	II	6	(8)	ウ	③	b iii	爪ブラシが殺菌できる収納設備は材質・形状等の特性から塩素溶液による殺菌の後、所定の収納器具に収めるということでしょうか。	回答No.52をご参照ください。
54	要求水準書	人の動線の配慮	18	II	6	(9)	イ	①	a	汚染作業区域、非汚染作業区域の各作業区域のみで業務に従事することを原則とありますが、汚染作業をしたものは、非汚染作業を行えないということでしょうか。	汚染作業終了後、手洗いやエプロン交換をして非汚染作業に移ることは可能です。しかし、基本的には汚染作業だけに止まるか、非汚染作業→汚染作業に移動する動線が望ましいと考えています。
55	要求水準書	非汚染作業区域への入口	18	II	6	(9)	イ	①	c	エアシャワーと手洗いの位置関係について市側の基準等ありましたらご教示ください。(手洗い後にエアシャワーに入る、又はエアシャワー後に手洗いする等)	市の基準はありませんが、手洗い後にエアシャワーに入る構造が望ましいと考えています。
56	要求水準書	調理機器等の設置	19	II	6	(9)	イ	③	b	二回転調理や使い回しとは、同一機器によって別な調理を行うこと(例えば、ゆでものをした釜で炒め物をする)を指すのでしょうか。同一作業を複数回行うこと(例えば、あく抜きをした後にお湯を代えてあく抜きをする。和え物を和え、配伍した後にもう一度和え物をする等)も二回転調理や使い回しと考えるのでしょうか。	二回転調理とは、作業の途中で釜を洗浄して別の調理を行う事です。釜を洗浄せずに、同一作業で複数回使用する事は二回転調理とは考えません。

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答	
			頁	I	1	(1)	ア	①			a
57	要求水準書	厨房機器の仕様	20	II	6	(9)	オ	①	a	プレハブ式冷蔵庫・冷凍庫等の冷蔵パネルで外装が抗菌ステンレス製の市販品でない場合は、市販されているステンレス冷蔵パネルを使用して宜しいでしょうか。	抗菌コーティングを施すなどにより対応してください。
58	要求水準書	厨房機器の仕様	20	II	6	(9)	オ	①	a	①共通事項のa.冷凍庫・冷蔵庫に外装の主要部分は抗菌ステンレスとありますが、一般的に規格製品は抗菌ステンレス製ではありませんので、仕様から抗菌をはずして頂けないでしょうか。	回答No.57をご参照ください。
59	要求水準書	スチームコンベクションオーブン	21	II	6	(9)	オ	③	c	中心温度が容易に計測又は記録できる構造とする。とありますが容易に計測ができれば問題ないとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	要求水準書	食器洗浄機	21	II	6	(9)	オ	④	a	合成洗剤を使用しないとありますが、その他の洗浄も使用不可でしょうか。	現在の委託契約においては、「仕様書」に「食器の洗浄に関しては、合成界面活性剤の使用を避けるなど、環境に配慮すること。」と明文化しているところです。コンテナや運搬車の洗浄等についてはその範疇ではないと考えます。
61	要求水準書	消毒保管庫・器具殺菌庫	21	II	6	(9)	オ	④	d ii	食器・食缶等をコンテナに収納した状態とありますが食缶に関しては配缶時の利便性からカートにまとめて乗せ消毒する方式で宜しいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
62	要求水準書	各エリアの要求水準	22	II	7	(1)	ア	①	a	アレルギー食用の食材のみ食肉類・魚介類・野菜・果物類、その他加工食品等を一か所にまとめて入荷することは可能でしょうか。	食材毎に納品業者が異なるため、食材毎の検収口からの納品となります。
63	要求水準書	給食エリア	22	II	7	(1)	ア	①		泥落とし室とは表II-5「各室での主要機器」の諸室で記載されている皮むき室と同室という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、本文中「泥落とし室」を「皮むき室」に修正します。
64	要求水準書	諸室の概要	22	II	7	(1)	ア	①		検収室に市職員の事務スペースを設けるとありますが、検収室と市事務室が隣接する場合でも、別にスペースが必要でしょうか。	検収用の器具類等が収納でき、簡単な事務作業が出来るような机を置くスペースは必要です。
65	要求水準書	冷蔵庫	22	II	7	(1)	ア	①	b	「④野菜(泥付きのもの)」とありますが、泥付き野菜は1日当たりどの程度の搬入量を想定されていますでしょうか。	200kg～600kgと想定しています。
66	要求水準書	泥落とし室	22	II	7	(1)	ア	①		一日、最大どれくらいの量の泥付き野菜の搬入を想定されていますか。	回答No.65をご参照ください。
67	要求水準書	検収・下処理ゾーン	22	II	7	(1)	ア	①	○冷蔵庫 b	④野菜(泥付きのもの)と記載されていますが給食当日以前に入荷したものを泥付きの状態で保管するということでしょうか、その場合入荷量の目安をご教授ください。	青果類は前日納品を想定しているため、当日洗浄するまで泥付きのものは分けて保管する必要があります。入荷量は回答No.65をご参照ください。
68	要求水準書	一般加工食品下処理室	22	II	7	(1)	ア	①		一般加工食品下処理室は独立した専用の部屋が必要ということなのでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
69	要求水準書	給食エリア	23	II	7	(1)	ア	②		野菜切裁室は、切裁エリアを明確に確保することができれば、室ではなく野菜切裁コーナーとしてもよろしいでしょうか。	室であることが必要です。
70	要求水準書	調理ゾーン	23	II	7	(1)	ア	②	○和え物室 b	果物類を切裁する。となっていますが缶詰めの開缶もここでやるのでしょうか。	ご理解のとおり、和え物用の食材の缶は、和え物室で開缶してください。その際、缶は衛生的に処理して持ち込むようにしてください。
71	要求水準書	給食エリア	23	II	7	(1)	ア	②		容器・器具・運搬用カート等洗浄室各エリアにカート洗い場を設ける場合、室内にカート洗い場を設けなくてもよろしいでしょうか。	洗浄室にはカート洗い場を設置してください。
72	要求水準書	給食エリア各室の主要機器	24	II	7	(1)	イ			表II-5各室での主要機器要求水準書どおりの安全で衛生的な調理と配食ができましたら厨房機器類の機種選定及び配置については事業者の提案でよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
73	要求水準書	洗浄室	24	II	7	(1)	ア	③	c	消毒室とはコンテナ室のことでしょうか。	コンテナ等を消毒するための部屋を想定していますが、具体的方法については事業者の提案によるものとします。
74	要求水準書	洗浄ゾーン	24	II	7	(1)	ア	③	○洗浄室c	消毒室と明確に区分し、作業中洗浄室から同室への侵入ができないよう配慮する。とは作業後は可ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	要求水準書	汚染作業区域前室	24	II	7	(1)	ア	⑤	b	汚染作業室にも自動ドアが必要なのでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
76	要求水準書	配送・コンテナブルゾーン	24	II	7	(1)	ア	④	○コンテナ室c	食器・食缶分離配送方式になっていますので、食缶用のコンテナは洗浄後に自然乾燥状態で翌日まで保管というのが一般的です。ここで求められているのは食器用コンテナを食器と同時に消毒保管する設備のこととの理解で宜しいでしょうか。	食器と同時かどうかは事業者の提案によるものとし、コンテナは消毒保管できるようにしてください。
77	要求水準書	各室での使用機器	25	II	7	(1)	イ			皮むき室の冷蔵庫は何に使用するのでしょうか	泥付き野菜の保管用と考えています。
78	要求水準書	各室での使用機器	25	II	7	(1)	イ			揚物室のコンロは何に使用するのでしょうか	揚げ物にかけるたれ等を作る際の使用が考えられますが、回転釜で対応できれば、設置しないことも可とします。
79	要求水準書	表Ⅱ-5 各室での主要機器	25	II	7	(1)	イ			表中の皮むき室は22ページの泥落とし室と同じ部屋を指すのでしょうか。	回答No.63をご参照ください。
80	要求水準書	皮むき室	25	II	7	(1)	イ			※野菜用冷蔵庫とは別に…とありますが別に冷蔵庫を設置する目的は何なのでしょうか。	汚染度の高い泥付き野菜を他の野菜類と分けて保管する必要があることによるものです。
81	要求水準書	油庫	25	II	7	(1)	イ			油庫に廃油貯蔵タンクの記載がありますが別途ボイラー室側の廃油貯蔵タンクとして宜しいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
82	要求水準書	洗浄室	25	II	7	(1)	イ			トレー洗浄機の記載がありますがトレー専用洗浄機でなく、洗浄できる設備を有していればよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
83	要求水準書	洗浄室	25	II	7	(1)	イ			主要機器でバスルー消毒保管庫とありますが、用途はどのような目的で使用するのでしょうか。	食缶用です。
84	要求水準書	洗浄室	25	II	7	(1)	イ			バスルー消毒保管庫の記載がありますが諸室に項目がありませんがコンテナ室側消毒室と考えて宜しいでしょうか。	食缶用として、揚物、焼物、蒸し物調理室、煮炊き調理室、和え物調理室に隣接した場所への設置となります。
85	要求水準書	来客者対応面談スペース	25	II	7	(1)	ウ		c	来客者対応面談スペースは、玄関ホールと市職員用事務室内のどちらに設けるのがよろしいのでしょうか。 また、来客者対応面談スペースに求められる仕様等の与条件がありましたらご教示下さい。	玄関ホールと市職員用事務室内の両方に設けてください。 来客者対応面談スペースの仕様は、事業者の提案によるものとします。
86	要求水準書	市職員用事務室	25	II	7	(1)	ウ			印刷機はどの程度の能力が必要でしょうか。 どう印刷物を何部くらい印刷しますか。	A3サイズ対応としてください。印刷部数は、学校への各種アンケート調査用紙は平均3000部、最大5000部(年間)、特別支援学校クラス掲示資料は約3000部(年間)を想定しています。
87	要求水準書	統合型調理実習室兼視聴覚室	26	II	7	(1)	ウ			「間仕切りを設けた場合」とありますが、統合型調理実習室と視聴覚室の間に間仕切りを設けることを必須としますか。	必須とします。
88	要求水準書	各エリアの要求水準 ○統合型調理実習室兼視聴覚室	26	II	7	(1)	ウ			○統合型調理実習室兼視聴覚室 の項目において、講師用台の手元を映像で表示するカメラの映像と、PCなど他の映像機器を用いてプロジェクターで映し出す映像は、両方を同時に使用することを想定されておりますでしょうか。若しくは、カメラ用とプロジェクター用で一つのスクリーンを共用しても宜しいのでしょうか。	同時使用も想定し、個別に設置してください。
89	要求水準書	統合型調理実習室兼視聴覚室	26	II	7	(1)	ウ		c	「試作用食材等を保管するための冷凍冷蔵庫(業務用冷蔵庫及び冷凍庫1,000リットル各2台分程度)…」とありますが、下表の冷凍冷蔵庫の項目には、数量1台、仕様は冷凍300ℓ、冷蔵1,000ℓ程度とあります。どちらの表記を正とすればよいかお示し頂けますでしょうか。	表中の数量1台、仕様は冷凍300ℓ、冷蔵1,000ℓ程度を正とします。本文中「c.」を修正します。

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答	
			頁	I	1	(1)	ア	①			a
90	要求水準書	各エリアの要求水準	26	II	7	(1)	ウ		統合型調理実習室兼視聴覚室のcの冷凍冷蔵庫と、fの冷凍冷蔵庫の内容及び台数に違いがあります。どちらが正か、ご指示ください。	回答No.89をご参照ください。	
91	要求水準書	統合型調理実習室兼視聴覚室	26	II	7	(1)	ウ	①	d	栄養・食育関係の書籍の数量はどの程度になるか見込みを御教示下さい。	要求水準書(案)に関する質問書に対する回答No.95をご参照ください。
92	要求水準書	統合型調理実習室兼視聴覚室	26	II	7	(1)	ウ	○	f	調理台のうち2台はユニバーサル仕様とありますが車椅子の方も使用可能な高さを変えることのできるものという認識でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	要求水準書	統合型調理実習室兼視聴覚室	26	II	7	(1)	ウ	○	f	統合型調理実習室兼視聴覚室の「市使用備品」のうち、調理台はW2,100×D900×H800程度、折りたたみ机はW1,800×D450×H700程度と考えてよろしいでしょうか。	調理台についてはご理解のとおりです。折りたたみ机についてW1,800×D600×H700程度です。
94	要求水準書	統合型調理実習室兼視聴覚室 食育研修室	26 27	II	7	(1)	ウ			建築基準法の用途及び消防法の防火対象物として給食センターは事例的に「工場」として分類されることが多いようですが、今回食育研修室を設置するにあたり、複合用途と見做される可能性があるか見受けられますが、事前に何らかの協議、調整をされているようでしたら御教示下さい。もしくは、食育研修室及び統合型調理実習室兼視聴覚室の利用者は不特定多数と想定されているか御教示下さい。	用途について確認申請上は(工場・集会所)の複合用途になるとの指導を受けています。後段については不特定多数の利用となります。詳細は事業者より協議を行ってください。
95	要求水準書	食育研修室	27	II	7	(1)	ウ		i	1回当りの食育研修参加者の人数は何名程か確認したい。(600名?)	用途により様々ですが、最大600名と考えています。
96	要求水準書	食育研修室	27	II	7	(1)	ウ		a	スクール形式で200席以上とありますが、「要求水準書に関する質問、意見の回答について(平成24年2月22日)」No.98の回答にあるとおり、椅子だけを並べて600人収容も共に満たせるスペースと考えてよろしいでしょうか。またいずれの場合も組立て式ステージを設置した状態での利用を想定されているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	要求水準書	食育研修室	27	II	7	(1)	ウ		b d f i	組立て式ステージは常態で設置されており、イベント等によっては撤収すると考えればよろしいでしょうか。もしくは逆に限られたイベント時のみ設置するのでしょうか。間仕切りで分割する際のステージの取り扱いについて想定がありましたら御教示下さい。	限られたイベント時のみの設置を考えております。
98	要求水準書	食育研修室	27	II	7	(1)	ウ		b d f i	組立て式ステージの設置・撤収、間仕切りによる分割など会場の設営はそれぞれの利用の主催者が行うものと考えてよろしいでしょうか。その場合、施設見学、食育授業の主催者は市と考えてよろしいでしょうか。	主催者が行うと考えて差し支えありません。また、施設見学、食育授業の主催者は市と考えております。
99	要求水準書	食育研修室	27	II	7	(1)	ウ		f i	平日夜間利用、及び土日祝日利用の際の施設管理体制(玄関の開錠、施錠の実施者など)について具体的な想定がありましたら御教示下さい。	解錠・施錠時には事業者がいることを想定しています。要求水準書P51の「IV.7.(3)イ」をご参照ください。
100	要求水準書	食育研修室	27	II	7	(1)	ウ		b j	机・椅子の全てを収納できるスペースが要求されていますが、組立て式ステージの収納場所については事業者の提案でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	要求水準書	各エリアの要求水準 ○食育研修室	27	II	7	(1)	ウ			○食育研修室 において、間仕切りで3分割以上にしたとき、映像音響設備についても分割したそれぞれの部屋に同時に必要になることを想定するのでしょうか。	分割パターン各々で同時使用することも考慮し、分割・全体の使用を想定したシステムとしてください。
102	要求水準書	食育研修室	27	II	7	(1)	ウ		d j	映像・音響設備は、分割されたそれぞれの室で同時に使用できるだけの数量が必要でしょうか。	回答No.101をご参照ください。
103	要求水準書	諸室の概要	27	II	7	(1)	ウ		d	全工程見学通路で、見学窓から直接目視できない調理関連室にはカメラの設置とありますが、設置室にご指定はありますでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
104	要求水準書	各エリア要求水準 (検査室)	27	II	7	(1)	ウ		b	検査室備品のうち、器具等収納庫、恒温恒湿器、光学顕微鏡は、どのような仕様のものを想定されておりますか。また、システム等更新する場合の費用負担はどちらになりますか。また期間内に買い換えが必要なものでしょうか。	仕様については、事業者の提案によるものとします。また、費用負担については、要求水準書(案)に関する質問書に対する回答No.99をご参照ください。

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①		
105	要求水準書	検査室	27	II	7	(1)	ウ	○	検査室の「市使用備品」の作業台(細菌検査用)はW900×D750×H800mm程度でよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
106	要求水準書	事務従事者及び来客共用便所	28	II	7	(1)	ウ	【教養部分】 来客共用便所c	食育検収室が満席になることを考慮してとは下足箱200足分は必ず常設の記載から察して200人対応までとして宜しいでしょうか。	食育研修室はシアター型式(椅子のみをステージに向かって整然と並べる型式)では600席以上確保できるスペースとすることを追記します。ご指摘の箇所については、このことを考慮して下さい。
107	要求水準書	諸室の概要	28	II	7	(1)	ウ	c	共用部分の便所について、食育研修室が満席になることを考慮した必要数設置とありますが、600名を想定した必要トイレ数が必要でしょうか。	ご理解のとおりですが、食育研修室に直近の便所にも必要トイレ数を確保することが困難であるなどの場合は1階の使用も含めてご提案いただくことも可能かと考えております。
108	要求水準書	事務従事者及び来客共用便所	28	II	7	(1)	ウ	c	食育研修室の満席とは600名という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	要求水準書	事前調査業務及びその関連業務	28	II	8	(2)	ウ	②	福岡市における事業の実施自体に係る説明は市で実施します(前回質疑No104)と前回、回答がありました。実施時期及び内容について公表願えますでしょうか。	事業の実施に際して、市民説明や地元への事業者決定の報告等は市で実施すべき内容と理解しておりますが、実施時期については適宜行っていきたいと考えております。
110	要求水準書	設計及び建設関連業務	29	II	8	(2)	ウ	①	施設整備に必要な調査一式に土壌調査が含まれていますが、構造設計に必要な地質調査と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	要求水準書	実施設計に関する書類の提出	30	II	8	(3)	イ	④ b.	実施設計の提出書類の中に、「パース、模型」とありますが、模型に関してはご入り用でしょうか。必要な場合、コストを見積もるため、詳細な要求水準(縮尺その他)をお示しいただけませんかでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問書に対する回答No.107をご参照ください。
112	要求水準書	設計及び建設関連業務	30	II	8	(3)	イ	⑧ b	国から交付金を受ける予定とありますが、それによる設計工程・工事工程に条件等はありませんでしょうか。	施設の完工年度に学校施設環境改善交付金の交付を受ける予定としておりますので、当該交付金の交付に影響がないようにしてください。
113	要求水準書	施設建設に係る負担金・手数料等	31	II	8	(4)	ア	③	事業者が負担する、「施設建設に係る負担金・手数料等の費用」とは、具体的にどのような内容を指しているのでしょうか。市が想定しているものを明示願います。	例えば、都市ガスが必要等する場合のガス接続負担金、上下水道工事に伴う負担金、完了検査等建築基準法に関する手数料等、提案内容により歩道の自費工事等が考えられますが、事業者の提案に合わせて、ご確認ください。
114	要求水準書	負担金	31	II	8	(4)	ア	③	施設建設に係る負担金について、現時点で想定されるものがあればご教示いただけませんかでしょうか。	回答No.113をご参照ください。
115	要求水準書	本施設の引渡し	33	II	8	(4)	エ	④	「所有権保存の登記手続きについて市に協力する」とありますが、登記費用については、貴市にてご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	要求水準書	運営備品等調達業務	34	II	9	(1)	エ	表 II-8	「※既存のクラスワゴンの規格に合わない形状・・・」とありますが、既存のクラスワゴンの仕様について図面等の資料の提示をお願い致します。	要求水準書において「参考資料26 中学校及び特別支援学校の学級配膳台仕様」を追加します。
117	要求水準書	クラスワゴンの規格	34	II	9	(1)	エ		既存のクラスワゴンの規格をご教示下さい。	回答No.116をご参照ください。
118	要求水準書	食缶仕様一覧【特別支援学校・特別支援学級用】	34	II	9	(1)			既存のクラスワゴンの規格に合わない形状の食缶等を導入する場合には、事業者によりクラスワゴンを更新することとありますが、食缶仕様一覧のサイズの仕様であれば問題ないと解釈してもよろしいのでしょうか。又、基準をご教授頂けないでしょうか。	回答No.116をご参照ください。
119	要求水準書	表II-7食缶仕様一覧【特別支援学校・特別支援学級用】	34	II	9	(1)			※既存のクラスワゴンの規格に合わない～とありますが、既存のクラスワゴンの寸法及び仕様が確認できる図面等の資料のご提示をお願いします。	回答No.116をご参照ください。
120	要求水準書	運営備品等調達業務	34	II	5	(2)	ア		食器、食器カゴ及び食具(スプーン及びフォーク)は、市が調達するとありますが、スプーン、フォーク用ケースも市の調達と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	要求水準書	運営備品等調達業務	34	II	9	(2)	ア		スプーン及びフォークは、貴市調達となっているが、そのカゴも含む考えで良いですか。	回答No.120をご参照ください。

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①		
122	要求水準書	食器・食器カゴ及び食具	34	II	9	(2)	ア		トレーカゴ(特別支援学校用)の記載がありませんが少人数クラスのため、学校単位で数個のかごに収納して運用か食器かごに混載するお考えでしょうか、それとも通常は学校保管で長期休暇中にセンターにて洗浄するお考えでしょうか。	学校単位で数個のカゴに収納するか、食器カゴに混載するかは、事業者の提案によるものとします。
123	要求水準書	表II-9中学校食器一覧	35	II	9	(2)	ア		トレーの記載がありませんが現状の生徒個人管理のランチョンマットで行われると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	要求水準書	コンテナ	35	II	9	(3)			食器カゴや食缶は2列配列とし、・・・とありますが、特別支援学校にてサラダ・天ぷらなどの食缶の容量が小さい場合は3列配置でも問題ないでしょうか。	配膳員において作業する範疇の業務については、ご質問のとおりで構いません。
125	要求水準書	学校配膳改修	36	II	10	(1)			設計業務において改修対象校の学校長その他担当に配膳室の工事内容等について協議することありますが、入札前に協議をするのですか。なお、入札後に協議をするのであれば、提案以外の要望については別途として宜しいですか。	入札後に協議を行っていただきます。提案以外の要望については、ご理解のとおりです。
126	要求水準書	学校配膳室改修業務	36・37	II	10	(1)			36ページ本文中には「設計業務」は明記されていませんが、37ページには明記されています。業務として反映いたしますか。ご指示ください。	「設計業務及びその関連業務に伴う各種許可手続き等」の要求水準等に従う旨に修正します。
127	要求水準書	学校配膳室改修業務	37	II	10	(7)			配膳室のバン棚は造作でなければならないのでしょうか。	現在設置しているバン棚と同等の機能性を有するのであれば造作でなくても構いませんが、生徒の使用を踏まえ、強度にも配慮してください。
128	要求水準書	表II-14配膳室設置備品一覧	37	II	10	(7)			牛乳保冷庫の仕様等に单相100V、間欠運転機能付とありますが、間欠運転機能以外でも省エネ機能を有していれば同等とお認め頂けると考えてよろしいでしょうか。	間欠運転機能を搭載することが基本と考えますが、やむを得ず調達が必要な場合等については、同等もしくは同等に近い省エネ性能に努めてください。併せて、省エネ性能について詳しくお示しください。
129	要求水準書	表II-14 配膳室設置備品一覧	37	II	10	(7)			シンク層付作業台は給水のみ(給湯なし)と考えていいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	要求水準書	配膳室設置備品一覧	37	II	10	(7)			床面等洗浄用とあるがお湯で床等を洗浄するのでしょうか	部分的な油の汚れ等に使用します。
131	要求水準書	学校配膳室改修業務	37	II	10	(8)			現在配膳室にある備品のうち売却可能なものについては事業者が売却することになっていますが、売却した場合の収入は事業者の収入としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、備品の所有権は福岡市に帰属しますので、収入については領収書の写し等の提出により明らかになるとともに、事業に充当する事としてください。
132	要求水準書	備品等の売却収入	37	II	10	(8)			現在の配膳室にある備品を事業者が売却した場合の売却収入の取扱いについてご教示下さい。	回答No.131をご参照ください。
133	要求水準書	配送車両調達業務	38						配送車が食缶配送後、回収するまでの間、現場待機となった場合、学校内に駐車待機は可能ですか。その場合、配送員が昼食休憩する場所として、配膳員の休憩スペースを使用することは可能ですか。	駐車待機可能です。また、昼食休憩する場所として、配膳室を利用することは、事業者の運用により可能ですが、配膳室に専用の休憩スペースは設けていません。
134	要求水準書	配送車両調達業務	38	II	11				「入札書類第二次審査様式集」B-5「事業継続に関する提案」の記載項目欄によりますと、配送車両をリース契約で調達する(リース会社が配送車両を所有する)提案が可能になっていますが、配送車両をSPCまたは構成員・協力企業の所有とせず、構成員または協力企業からの再委託先(運送会社)の所有とする提案も可能と理解してよろしいでしょうか。	可能です。
135	要求水準書	平成25年度に改修しない配膳室の配送対象校への配送業務等	38	II	11	(6)			平成25年度に事業者が配膳室を改修しない配送対象校への配送及び配膳室業務は、本事業の供用開始日までの間は、現在の業者・人員等で実施されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	要求水準書	配送車両調達業務	38	II	11	(6)			平成25年度配膳室改修後、配送業務と配膳業務開始となるが、配送車については現行の給食センターに駐車保管が可能でしょうか。	現行の給食センターへの駐車保管は可能です。なお、基本的に屋根付きの車庫は用意できませんので、ご了承ください。
137	要求水準書	地下水	38	II	12	(2)	オ		敷地周辺で地下水を利用している事業所や住宅があれば、お示しください。	地下水を利用している事業所及び住宅があることは把握しておりますが、どの事業所及び住宅かは把握しておりません。

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①		
138	要求水準書	開業準備業務期間中の廃棄物処理、残食・残渣処理の費用	39	III	1				開業準備業務期間中に発生する各種廃棄物及び、調理リハーサルで出る調理カスや残食・残渣の処理費用は、市に負担頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
139	要求水準書	開所式の時期、規模等	39	III	2	(9)			開所式の開催時期や規模についてご教示下さい。	8月末または9月当初を想定しています。開所式の規模については、市側出席者30名程度で想定してください。
140	要求水準書	広報資料の作成	40	III	2	(10)			パンフレット、DVDのいずれも内容については貴市のご承認をいただくこととなっておりますが、これについては事業者の提案に委ねることとしていただけませんか。そうでない場合、詳細をお示しいただくか、または一定の条件を明示いただけないでしょうか。想定されている内容が全く分かりませんので、費用の想定ができません。	パンフレットについては、規格を ①コート紙135kgと同等またはそれ以上 ②A3二つ折りと同等またはそれ以上 ③両面4色と同等またはそれ以上の3点を基本として提案してください。 DVDについては、現在のセンター紹介ビデオの構成は以下のとおりです。 ①学校給食センター機構組織 ②給食ができるまでの一連の流れ 検収→下処理→各調理→配缶→学校配送校→生徒受取→準備 ③献立管理委員会及び物資選定会の様子 ④洗浄の様子 時間は約20分程度と考えています。 記載内容、制作内容については、事業者提案を踏まえ、事業契約締結後に市と協議の上で内容を定め、最終的には本市の承認が必要です。
141	要求水準書	DVD	40	III	2	(10)	イ		事業者に作成が求められているDVDの収録時間等の想定をご教示下さい。	回答No.140をご参照ください。
142	要求水準書	広報資料の作成	40	III	2	(10)			広報資料の作成については、原版データ更新業務、及び、配送、ごみ処理業務が含まれるため、開業準備期間中には終わらないのではないのでしょうか。つまり、開業準備業務に含めるのは不自然ではないのでしょうか。	パンフレットについては、稼働初年度は稼働前に作成が完了するよう、内容の工夫をお願いします。 DVDについては、稼働前に間に合わない場合は10月末までに作成してください。
143	要求水準書	施設管理担当者	41	IV	1	(1)			「施設管理担当者」は、貴市の職員という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	要求水準書	業務従事者の要件等	42	IV	1	(4)	ア		維持管理業務責任者の常駐、非常駐は事業者提案という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	要求水準書	事業計画書の作成	43	IV	1	(7)	イ		「毎事業年度の開始前に」とありますが、初年度については、「開業前に」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	要求水準書	建物維持管理業務の業務の対象	44	IV	2	(1)			建物維持管理業務の業務対象となる「本施設」には、配送対象校の配膳室は含まれていないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、備品については事業者により維持管理をお願いします。
147	要求水準書	建築設備維持管理業務の業務の対象	45	IV	3	(1)			建築設備維持管理業務の業務の対象について、千代中や博多中などの維持管理・運営期間に別の給食センターに配送が変更になる学校の学校配膳室内に事業者が設置した各種設備・備品は、別の給食センターからの配送に変更になった時点から事業者側の業務対象からはずれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
148	要求水準書	IV 維持管理業務に関する要求水準	47	IV	5	(1)			敷地内の付帯設備に配送車両車庫となっておりますが、全ての配送車の車庫を設ける必要があるのでしょうか。	必要数については、全体の施設計画を考慮の上、事業者の提案によるものとします。
149	要求水準書	清掃業務	48	IV	6	(2)	ウ		鼠・害虫駆除及び生息調査の見積費用は清掃業務項目で計上するのか確認したい。	ご理解のとおりです。
150	要求水準書	清掃業務	49	IV	6	(3)	ウ	① b	給食エリアのワックスかけ等清掃は、必ず年3回実施しなければならないのか確認したい。	ご理解のとおりです。

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①		
151	要求水準書	警備員による警備	50	IV	7	(3)	イ		「夜間及び休日等で食育研修室の利用がなされる日」とありますが、どのような頻度で利用されることを想定されていますか。(食育研修室の利用日・利用時間は、事業者側で決定・提案できないため、警備業務費用を積算する上での前提条件としてご教示下さい。)	前提条件としては、平日時間外利用を月2回、年間24回、土日祝日利用を月1回、年間12回として設定します。(実際の利用回数については増減があります。)
152	要求水準書	衛生管理業務	52	V	1	(1)	※	ア	「市の業務範囲」として、「衛生管理業務」が定められている一方、各業務に付随する日常衛生管理は事業者の業務範囲とされています。この場合、貴市の範囲となる業務には、どのような業務があるのでしょうか。	市は、衛生管理に関する相談・助言・指導等、総合的な業務や、食材・食品・器具等の検査業務を行います。
153	要求水準書	運営備品等更新業務	52	V	1	(1)	キ		運営備品等更新業務とは、後述の市の業務範囲である、「ケ 食器及び食具更新業務」以外の全ての備品の更新がその業務範囲となるの理解でよいでしょうか。	「要求水準書:P33. II. 9」に示す事業者が調達した運営備品等を対象とします。
154	要求水準書	市の業務範囲	52	V	1	(1)	※		貴市の業務範囲に見学者対応に関する記述がございませんが、見学者対応については基本的に貴市が行い、事業者はその協力という体制を想定されてますでしょうか。	ご理解のとおりです。
155	要求水準書	業務従事者の要件	54	V	1	(2)	ア	*4	「兼務について必要に応じて認める」とありますが、認められないケースは想定されていますか。	例えば、兼務者が多い場合や、兼務が好ましくない業務の兼務などの業務の遂行に支障がでると判断される場合等を想定しています。
156	要求水準書	使用水	55	V	1	(8)	エ		ここに記載されている定期清掃と定期点検は、維持管理業務となり得ると思いますが、運営業務の要求水準である意義をご教示いただけますでしょうか。	給食調理のための基本的要件と考えており運営業務部分に記載しています。実際の業務区分については、事業者の提案によります。
157	要求水準書	光熱水費の負担	55	V	1	(10)			一般エリアのうち、福岡市専有部分及び共用部分で消費される光熱水費の負担は事業者ではなく市の負担との理解で宜しいでしょうか。	事業者の負担となります。
158	要求水準書	日常の検収業務	56		2	(1)			豆腐はどのような形態で納品されますか。	バラで1コンテナに35丁程度入った状態で納品されます。また、業者によって、入り数には若干の差があります。
159	要求水準書	日常の検収業務	56	V	2	(1)	イ	表	市職員及び業務従事者用米飯、パン、牛乳、デザート等の納品は、どのような状態で納品されるのでしょうか。これらの受取り業務は事業者側となるのでしょうか。また、納品は玄関(共用部分)からと考えてよろしいでしょうか。	学校と同様の納品形態です。米飯は米飯ケース(フタ付き、1ケース最大約50人分)、パンはパンケース(1ケース最大40人分)、牛乳は牛乳カゴ(1カゴ約40本入り)、デザートはダンボール箱(約40個入り)で納入されます。納品は、玄関を想定しています。
160	要求水準書	日常の検収業務	56	V	2	(1)			特別支援献立の二次加工に使用するろみ材や調味料等の納品は何時ごろでしょうか。	14:00～14:30です。
161	要求水準書	作業工程表及び作業動線図の作成	56	V	3	(1)	イ		「…配送対象校の修正等がある場合には、釜分表にその旨を記載する。」とありますが、配送対象校の修正等はいつまでに事業者にご連絡等して頂けますでしょうか。	要求水準書P65をご参照ください。基本的には、前月の中旬くらいまでには給食実施計画で配送対象校は判明しますが、緊急で修正があった場合には、すぐにお知らせします。変更の期限は提供日の2稼働日前の正午までとしております。
162	要求水準書	給食エリア各室の主要機器	57	V	3	(1)	カ	②	調理油の再使用は最大3回までとありますが、A献立とB献立で続けて2日間使用した場合は、2回のカウントと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、調理油の使用回数は、最大6回までに修正します。
163	要求水準書	配送	59	V	5	(1)	エ		分離配送方式とする場合、はじめに配送されるであろう食器類の搬入において、学校敷地に入れる時間は、生徒の登校時間に影響のない範囲で、何時からでも良いのでしょうか。(配膳員の業務開始時間も連動します。)	登校時間以降において、学校と協議の上で設定することになります。
164	要求水準書	牛乳パックの回収業務について	59	V	5	(1)	オ		牛乳パックリサイクル実施校について 牛乳パックを回収し、給食センター内の指定場所に格納…とありますが牛乳パックの洗浄はどちらの担当になるのでしょうか。また、回収されるパックの状態(そのままなのか、開いて量入であるのか)と数量についてもご提示下さい。	牛乳パックは、生徒が洗浄し、開いて量入状態で回収用の袋に入れます。またリサイクルの実施は、各学校の判断によりますので、年度途中であってもリサイクル実施校が増減する可能性はありますが、第1給食センター配送対象校のうち、平成23年中のリサイクル実施校(2校)からの総回収量は約300パック/日です。なお、リサイクルを実施しない牛乳パックは、廃棄物として取り扱ってください。
165	要求水準書	配送及び回収業務内容	59	V	5	(1)	オ		指定場所に格納とありますが、その後はどのような処理をするのでしょうか	リサイクル事業者が回収します。

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①		
166	要求水準書	配送校の給食時間	59	V	5	(2)	カ		短縮授業等で、時間の変更はないのでしょうか	あります。
167	要求水準書	配膳室業務の対象範囲	60	V	6	(1)			本事業の維持管理・運営期間に別の給食センターからの配送に変更になる学校(千代中や博多中など)の学校配膳室業務は、本事業の給食センターから配送される期間のみが事業者の業務対象との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	要求水準書	配膳室従事事務員の業務開始時間	60	V	6	(1)	イ		配膳室従事事務員の勤務開始時間を10時として提案した場合、10時以前に学校に直納されたパン、米飯、牛乳、デザート類等の数量確認等の検収業務は市側で行って頂けるのでしょうか。もし、10時以前の直納品の検収業務も事業者側業務の場合は、入札条件の公平性の確保のために、入札条件として10時以前に直納される学校名とその時刻の提示をお願いします。	直納品の検収は、市側では行いません。直納品の確認は、勤務開始後で結構です。
169	要求水準書	センター共用開始前の配送及び回収業務	60	V	5	(2)			平成26年、給食センター新設以降の配送回収コンテナ数は、「中学校施設見学会」時に配布された一覧表に記載されたものに相違ありませんでしょうか。	平成24年5月7日付け要求水準書における「参考資料13-2 学校配膳室の改修計画概要(独立建屋)」及び「参考資料13-3 学校配膳室の改修計画概要(校舎内)」に示すコンテナ配置を最大限として示しております。
170	要求水準書	センター共用開始前の配送及び回収業務	60	V	5	(3)			参考資料23の配送計画表では、食器食缶混合配送とお見受けしますが、平成25年度の配送業務は同様に混合配送となりますか。また、資料に記載されているコンテナ数は食器食缶合計コンテナ数と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、コンテナ数については、その後の生徒・児童数の増減により異なる場合があります。
171	要求水準書	センター供用開始前	60	V	5	(3)			給食センター内におけるコンテナの受け渡しは調理事業者への調理事業とは現給食センターを運営している事業者という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
172	要求水準書	配膳事前業務	60	V	6	(1)	アウ		学校に直納される物資において、配膳員が「検品・記録」、「数量不足や異常があった場合は市職員へ連絡」することとありますが、品質の良し悪しも配膳員が判断するのでしょうか。またここで言う「市職員」とは給食センター(事業者側責任者経由、センター内市職員)へ連絡することと同義でしょうか。	味の良否を判断する必要はありませんが、明らかな異常(異物混入・包装不良・異臭など)があった場合は連絡をお願いします。また、市職員への連絡については、ご理解のとおりです。
173	要求水準書	センター供用開始前	60	V	6	(3)			業務にあたり、給食センター内におけるコンテナの受け渡しは調理事業者から行うこととなるとは、どのような意味でしょうか	福岡市が委託している調理事業者とコンテナの受け渡しを行っていただく、ということです。
174	要求水準書	施設内の残渣処理業務	61	V	7	(1)			学級毎と記載されていますが参考資料15④には学校別とありますがどちらで考えれば宜しいでしょうか。	学校毎です。当該部分を修正します。
175	要求水準書	施設内の残渣処理業務	61	V	7	(2)			残渣等(中略)は、市が別途再生利用事業者と契約し、再生利用を行う。と記載されていますのでP50の留意事項中の生ごみを指すと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
176	要求水準書	残渣等の禁忌品	61	V	7	(2)			残渣等の禁忌品を具体的にご教示下さい。	要求水準書(案)に関する質問書に対する回答No.5をご参照ください。
177	要求水準書	残渣庫の設置場所	61	V	7	(4)			残渣庫は施設内に設けて宜しいのでしょうか。	事業者の提案によるものとします。ただし、臭気の管理等、基本的な留意事項には十分に配慮してください。
178	要求水準書	試食会の開催時間等	62	V	11	(1)			試食会の標準的な開催時間や開催内容をご教示下さい。	以下を想定しています。 【本施設の場合】 ・開催時間:10:00~13:00 ・開催内容:施設見学、学校給食センター紹介ビデオ視聴、説明(市)、試食、質疑応答(市及び必要に応じて事業者) 【配送対象校の場合】 ・開催時間:11:00~13:00 ・開催内容:学校給食センター紹介ビデオ視聴、説明(市)、試食、質疑応答(市)
179	要求水準書	試食会の開催場所割合	62	V	11	(1)			試食会は、本施設及び配送対象校で開催されるとのことですが、参考資料14「試食会の開催状況」では、本施設と配送対象校の開催割合の想定ができません。試食会の本施設と配送対象校の開催割合の想定をご教示下さい。	最近の年間実績は、本施設での開催が配送対象校開催よりも2~3割多くなっています。新センター稼働直後は、本施設での試食会開催の件数はかなり多くなると予想されます。

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答	
			頁	I	1	(1)	ア	①			a
180	要求水準書	アレルギー対応食提供	62	V	12	(1)	イ	②		アレルギー対応食対象者の給食はアレルギー対象物質を使用しない献立についても専用調理室で調理するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
181	要求水準書	優れたサービスが提供された場合の措置	62	V	12	(2)	イ	①		二次加工食の想定人数が50人で「表IV-8 二次加工食の基本的対応区分」でL1～L4に区分されておりますが、一つの区分で何名程度の人数を想定しているかご教示下さい。また、各々の区分でのアレルギー対応食を何割程度で想定されているかもご教示ください。	現時点では、L4相当が30名程度、L3相当が10名程度ですが、児童生徒の実態により変動します。また、現在、二次加工食とアレルギー対応食の重複の対象はありません。なお、参考資料19により、特別支援学校児童生徒の約1%がアレルギー対応食の対象と想定されます。
182	要求水準書	試食会等立ち会い	62	V	11	(3)	イ			不特定多数からの要請に対応することは、本公共施設の運営として不適切であると考えます。要請は貴市によるものに限るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
183	要求水準書	給食数の調整	65	V	12	(5)	ア	①		事業契約書55Pと決定日が違いますが、どちらになるのでしょうか	ご指摘の①については要求水準書(前月の20日)が正となります。なお、②については契約書P54「1(5)エ④ 提供日の2稼働日前(ただし4月提供分については、4月2日)」が正となります。いずれも当該箇所について修正します。
184	教育統計年報	調理配送対象校								平成30年以降の調理配送対象校の編成はどのように予定されておりますか。	「参考資料10-3 給食提供対象校への日別提供食数の実績(平成30年度～配送対象校)」のとおりを予定しております。
185	参考資料	現況平面図 造成実施設計図								現況平面図と造成実施設計図で一部形状が相違しているように見受けられます。現況平面図には一部造成中との記載もみられるので、造成実施設計図が最終形状と考えてよろしいでしょうか。また、配置計画の精度を高めるためにも、敷地求積図等、敷地境界を再現できる資料を御提示いただけますでしょうか。	前段について、「参考資料3現況平面図」は一部造成工事完了前の現況平面図であるため、造成中部分(南側法面・水路等)については、「参考資料4造成実施設計図」を参照ください。後段について、敷地求積図等の提示は予定していません。
186	参考資料6	ボーリング柱状図								ボーリング柱状図No. 1において、孔内水位が1.77と浅いですが、地下ピットの仕様にご指定はありますか。	事業者の提案によるものとしますが、打継ぎ部には止水版を設ける等により漏水対策は必要です。
187	参考資料12	中学校・特別支援学校年間献立例								材料の種類と分量を提示願います	「参考資料12-4 想定献立使用食材料パターン(3日分)」を追加します。
188	参考資料12	中学校・特別支援学校年間献立例								魚の骨除去、高圧処理はそのような食材が納品されるとの解釈でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
189	参考資料13-1	[全校共通仕様]	1		3					市の標準図とは、参考資料13-4「現在の配膳室の標準図面」と考えて良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
190	参考資料13-1	[全校共通仕様]	1		3					照明器具(高効率型)とは、どのような仕様を想定されていますでしょうか。	Hi蛍光灯とします。
191	学校配膳室の改修計画概要(共通仕様書)	[留意事項]	3		4.5					夏期休業期間中の工期が不可能である場合は1学期に前倒しし～ 5. 工事期間を前倒しとする事で給食提供に支障が生じる際は、具体的方法について市及び学校と協議するとありますが、入札前に協議をするのでしょうか。なお、入札後に協議をするのであれば、仮設等に伴う費用増加に関して福岡市はどのように考えますか。	入札後の協議となります。工事期間を前倒すことによる増加費用は事業者の負担となります。
192	参考資料13-1	学校配膳室の改修計画概要[留意事項]	2		6					窓面格子を設置している学校について、学校の要望に応じて既存同様に復旧とありますが、「延焼の恐れのある部分」にかかる窓サッシ改造に伴う箇所のみと理解してよろしいでしょうか。	改修に際して、現状復旧することを基本とする趣旨ですので、窓面格子が既存である場合は同様に設置する、という意味です。
193	学校配膳室の改修計画概要(共通仕様書)	[留意事項]	3		6					インターホン、カーテン及び窓面格子等を設置している学校については、学校の要望に応じて既存と同様に復旧する事とありますが、仕様・寸法・箇所数等明確に指示願います。	事業者提案としますが、既存同等以上は必要と考えます。
194	参考資料13-2	学校配膳室の改修計画概要								図中「電」というのは電気室を示すと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
195	参考資料13-2	学校配膳室の改修計画概要								改修工事における事業者側の各種工事範囲を明確にした工事区分表をいただけないでしょうか。	必要となる工事区分表は事業者により作成してください。

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答	
			頁	I	1	(1)	ア	①			a
196	参考資料13-4	給食受所平面詳細図							電灯分電盤について、「結線図参照」とありますが、結線図とはどの図を指すのでしょうか。また既設の電灯分電盤の容量は、全ての学校が共通の内容となっているのでしょうか。	前段は、「参考資料13-4 現在の配膳室の標準図面」を差し替えます。後段は、原則として既設の電灯分電盤の容量は、共通としております。	
197	参考資料13-4	給食受所平面詳細図							照明器具の凡例に「姿図参照」とございますが、姿図とはどの図面を示すのでしょうか。	国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)をご参照ください。	
198	参考資料13-4	給食受所平面詳細図							凡例中、「各学校に確認の上決定すること」「担当者に確認すること」と記載がありますが、各学校に確認を取ることは可能でしょうか。	事業契約締結後における確認を想定しています。現時点ではその柔軟性を含めてご提案ください。	
199	参考資料15	事業者に求める残滓計量について						①	飯缶は、給食センターへ回収せず炊飯センターへ返却するので、配膳室で計量する。との記載がありますが、計量は飯缶の風袋引きで学級単位の計量でしょうか。	飯缶の風袋引きで学校単位で結構です。	
200	参考資料18	機器器具類	10	IV	4	(9)			ペーパータオルを使用するとありますが、不織布でもよいでしょうか	機械器具類の洗浄・消毒の際には、衛生的な不織布も使用して結構です。	
201	参考資料18	消毒	12	IV	7				別表1の消毒方法は次亜塩素酸でもよいでしょうか	次亜塩素酸は金属を錆びさせ易いため、金属部分については、原則として次亜塩素酸以外を使用してください。	
202	参考資料18	下処理	16	V	1	(5)		⑧	ア	有機酸品質保持剤とは何でしょうか	有機酸消毒液の事です。
203	参考資料18	別表8	22	V						別表8の電子レンジチェックとはどのようなことでしょうか	魚の加工品を中心に実施します。また、レンジを用いて過熱調理を行って、実際に食べることにより、骨除去指定の魚に骨がないか、高圧処理指定の魚の高圧のかかり方はよいかな等を確認します。
204	参考資料18	福岡市学校給食センター衛生管理基準								衛生管理で、違う箇所がありますが文科省・福岡市どちらを基本とするのでしょうか	福岡市学校給食センター衛生管理基準は、文科省の学校衛生管理基準をベースに作成しています。よって、文科省分を基本とし、詳細な部分については福岡市分を参考にしてください。

入札説明書等に係る質問書に対する回答

■その他

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	f	(1)	ア	①	a		
1	事業契約書(案) 要求水準書	表題								「第1給食センター(仮称)整備等事業」は「第1給食センター(仮称)整備運営事業」の誤記と思われます。なお、1ページ前文も同様です。	ご指摘のとおり修正します。
2	基本協定書 事業契約書 要求水準書	事業名称								「第1給食センター(仮称)整備等事業」となっており、入札公告・入札説明書と異なります。どちらが正でしょうか。	回答No.1を参照してください。